

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画
平成 30 年度 実施状況報告

令和元年 12月

三 重 県

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画

平成 30 年度 実施状況報告(案)

本県では、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」（以下「条例」という。）の基本理念に位置づけられた 4 つの基本的施策の推進に向けて、平成 28 年 3 月に策定した「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」（以下、「基本計画」という）及び「同行動計画」（以下、「行動計画」という。）に基づき、農業及び農村の活性化に取り組んでいます。

- 「条例」の基本理念に位置づけられた 4 つの基本的施策 □
 - I 安全・安心な農産物の安定的な供給
 - II 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立
 - III 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮
 - IV 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

基本計画に基づく当該年度の施策の実施状況については、条例第 9 条第 5 項の規定に基づき、毎年一回、とりまとめて公表することとしています。

基本計画の基本施策と施策展開内容に基づく行動計画の体系

基本施策	基本事業	頁
I 安全・安心な農産物の安定的な供給 (p.3)	(1)需要に応じた水田農業の推進	4
	(2)消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進	9
	(3)畜産業の健全な発展	14
	(4)農産物の生産・流通における安全・安心の確保	20
II 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立 (p.25)	(1)地域の特性を生かした農業の活性化	26
	(2)農地中間管理事業を核とした営農体制の構築	30
	(3)多様な農業経営体の確保・育成	33
	(4)農業生産基盤の整備・保全	39
	(5)農畜産技術の研究開発と移転	43
III 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮 (p.48)	(1)地域の特性を生かした農村の活性化	49
	(2)多面的機能の維持・発揮	54
	(3)災害に強い安全・安心な農村づくり	57
	(4)中山間地域農業の振興	60
	(5)獣害につよい農村づくり	63
IV 農業・農村を起点とした新たな価値の創出 (p.67)	(1)食のバリューチェーン構築による新たなビジネスの創出	68
	(2)県産農産物の魅力発信	72
	(3)イノベーションを担う人づくり	77

基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

めざす方向

消費者の「食」に対するニーズに応え、安全・安心な農産物を安定的に供給するため、農業の生産体制の維持・発展を図ります。

また、農業を若者にとって魅力のある産業としていくため、国内外における需要の取り込みなど、「もうかる農業」の実現に向けた戦略的な取組を促進することにより、収益性と高付加価値化を意識した農業の展開を図ります。

さらに、行政による農薬等の生産資材の使用や、米穀等の食品表示についての適切な指導・監督を行うとともに、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成を図るため、生産、加工、流通に携わる人びとによる自主管理の定着を促進します。

基本目標指標

農業産出等額

農業生産によって得られた農産物、これらを原料とする加工農産物の生産額の合計（農林水産省生産農業所得統計・三重県調べ）（経営所得安定対策等による交付金等を含む）

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (行動計画 の目標)	令和 7 年度 (基本計画 の目標)
目標値		1,144 億円 (平成 27 年)	1,149 億円 (平成 28 年)	1,155 億円 (平成 29 年)	1,160 億円 (平成 30 年)	1,165 億円 (平成 36 年)
実績値	1,138 億円 (平成 26 年)	1,175 億円 (平成 27 年)	1,194 億円 (平成 28 年)	1,211 億円 (平成 29 年)		

30 年度評価

基本目標指標の「農業産出等額」は、生産者や生産者団体等と連携し、米の安定生産を始め農畜産物の生産拡大や魅力発信などに取り組むとともに、農畜産物価格が堅調に推移したこともあり、目標を達成できました。

また、取組目標については、新たな取組に挑戦する園芸産地の育成、高収益型畜産連携体の育成、GAPの実践を推進する指導員の育成と農業経営体へのきめ細かな支援などに取り組んだ結果、「米・小麦・大豆の自給率（カロリーベース）」を除く3つの目標を達成することができました。

引き続き、新たなマーケット等に対応した農産物の生産拡大や産地の収益力向上などに取り組むとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピックとその先を見据え、GAP 認証取得の促進や認知度向上のためのプロモーションに取り組めます。

【基本事業 1】 需要に応じた水田農業の推進

【基本事業 2】 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進

【基本事業 3】 畜産業の健全な発展

【基本事業 4】 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保

【基本事業 I-1】 需要に応じた水田農業の推進

基本事業の取組方向

需要に応じた水田の活用を図るため、TPPや米政策の見直しへの円滑な対応を図りつつ、製粉事業者とのサプライチェーンの強化による小麦の生産拡大や需要に応じた大豆、飼料用米等の生産拡大、地域の特性に応じた新たな作目の導入などを経営所得安定対策等の活用により促進します。また、「結びの神」をはじめ、地域特性を生かしたブランド米の生産拡大や新たな地域ブランド米の育成、米穀事業者との連携による県産米のシェア拡大に取り組みます。

さらに、県産米の品質向上を図るため、ほ場管理システムと連動した作業機械の導入など、ICT（情報通信技術）等を利用した高度管理技術の活用を進めます。

取組目標

米、小麦、大豆の自給率 (カロリーベース)	県民の皆さんが食料として消費する米、小麦、大豆のうち、県内産により供給が可能な割合
--------------------------	---

目標の進捗

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (行動計画 の目標)	令和 7 年度 (基本計画 の目標)
目標値		77% (平成 27 年度)	78% (平成 28 年度)	79% (平成 29 年度)	79% (平成 30 年度)	81% (平成 36 年度)
実績値	77% (平成 26 年度)	77% (平成 27 年度)	79% (平成 28 年度)	74% (平成 29 年度)		
達成率		100%	100%	94%		

30 年度評価

地域農業再生協議会と連携して、新たなマーケット等に対応した麦、大豆、飼料用米等生産の推進を図りましたが、作付面積は前年と比較して微減となりました。また、水稻の登熟期の天候不良により作柄が悪くなったことから、米、小麦、大豆の自給率（平成29年度）は前年に比べ5ポイント低下し74%となり、目標を達成できませんでした。

引き続き、新たなマーケット等に対応した米、麦、大豆、飼料用米等の生産拡大や、麦・大豆の収量安定化技術の普及に取り組むとともに、県産米の販路拡大に向けて、首都圏等をターゲットとしてプロモーション等に取り組みます。

30 年度の取組

1 水田の活用を図る総合的な対策

- ① 平成30年産から行政による主食用米の生産数量目標の配分が廃止されたことをふまえて、米需給の安定に向けて、農業再生協議会を通じて生産者への情報提供等に努めた結果、平成30年産米は「生産量の目安」に沿った安定的な生産を進めることができました。
- ② 平成25年度に策定した新しい「三重の米（水田農業）戦略」に基づき、29市町で策定された「水田フル活用ビジョン」の実現に向け、新たなマーケット等に対応した麦・大豆・飼料用米等の生産拡大を各地域農業再生協議会と連携して進めました。
- ③ 経営所得安定対策の積極的な活用に向け、ブロック別推進会議、担当者会議などを開催し、制度の周知を行いました。戦略作物の交付対象面積は、麦6,511ha（対前年104ha減）、大豆4,299ha（対前年20ha減）と前年をやや下回る実績となりました。

2 稲・麦・大豆種子の安定供給

- ① 水稻等種子の安定供給に向け、種子生産農家への優良種子の栽培指導、厳正な種子審査等を行うとともに、三重県米麦協会が行う種子の安定供給に関する取組等への支援に取り組みました。
- ② 三重県主要農作物採種事業実施要綱に基づき、米麦協会等関係機関と連携して、稲、麦、大豆の優良種子の生産と安定供給に取り組むとともに、採種事業検討会を開催（4回）して採種事業の検証等を行いました。

3 水田営農の低コスト化・省力化や作物の高品質化

- ① 水田農業におけるICTやAI、ロボット技術の活用等スマート農業の導入に向け、開発状況や活用状況について独立行政法人や農機メーカー、県内の導入経営体を対象に情報収集を行いました。
- ② おいしいお米として評価が高い「伊賀米」について、ICT等を活用して生産者の栽培履歴や気象等のデータを収集・分析し、栽培技術の「見える化」に取り組みました。
- ③ 本県の中心品種である「コシヒカリ」の品質向上に向け、施肥技術の改善など栽培指導に努めたものの、記録的な高温の影響から、一等米比率は23.4%と全国平均の78.9%を下回りました。
- ④ 登熟期の高温や低日照条件に強い県開発品種「三重23号」の一等米比率は89.5%と、昨年に続き他の品種や全国平均を上回りました。

4 新たなマーケット等に対応したブランド米の生産拡大と県内外への販路拡大

- ① 「三重23号」は、公募により選定した生産者・組織77件（対前年2件増）により、県内190ha（対前年17ha増）で生産され、品質基準を満たした788tが「結びの神」として販売されました。

- ② 首都圏における県産米の販路開拓に向け、より高い品質規格で厳選した「プレミアムな『結びの神』」を試作(20t)し、首都圏等での販路の拡大につなげました。また、消費地である沖縄県の米穀事業者に結びの神のプロモーションを行い、量販店での取り扱いが始まりました。さらに、県産米の認知度向上を図るため、関係団体と連携し、首都圏等のイベントでPR活動を行いました。
- ③ 米の消費が減少する中、需要が堅調な中食・外食向けの業務用途に対応した「みのりの郷」等を県内の実需者と連携して開発し、県内の外食チェーンでの使用が始まりました。「みのりの郷」をはじめ、業務用途向け品種の作付拡大を関係機関とともに働きかけた結果、作付面積は約150haになりました。
- ④ 三重県産コシヒカリ等主要銘柄米について、県内外の飲食店へのプロモーションを実施するとともに、県内での各種イベント等でPR活動を行った結果、県内大手企業の社員食堂などでの県産銘柄米使用につながりました。

5 新たなマーケット等に対応した小麦の生産拡大と大豆の栽培技術改善

- ① 実需者からのニーズが高い麦、大豆について、単収および品質の向上対策として、チゼルプラウ深耕および大豆の早播き摘芯技術の技術実証及び普及推進に取り組みました。また、硬質小麦品種「タマイズミ」の主要病害である「コムギ縞萎縮病」に対する抵抗性を付与した「タマイズミR」への品種転換に向け、原種種子の生産を行いました。
- ② 平成30年産の小麦の県平均単収は、気象条件に恵まれ305kg/10a(対前年103%)と増加した一方、大豆の県平均単収は、相次ぐ台風の影響を受け38kg/10a(対前年48%)と著しく低い水準となりました。

6 飼料用米の作付推進

- ① 経営所得安定対策を活用し、麦・大豆の不適地を中心に飼料用米の生産を推進しましたが、作付面積は1,691ha(対前年211ha減)と減少しました。また、単収の向上を図るため、生産者に「あきだわら」等の多収性品種の作付け推進を行い、多収性品種の割合は65%(対前年8%増)となりました。
- ② 県内の畜産農家を対象に飼料用米の需要量調査を実施し、その調査結果をフィードバックすることにより、畜産経営体と各地域農業再生協議会とのマッチングを進めましたが、地域内流通による飼料用米作付面積は700ha(対前年117ha減)と県内の配合飼料会社向けなど減少しました。

7 麦・大豆を補完する新たな作目の作付推進

- ① 水田を活用した加工・業務用野菜の作付けを推進するため、生産者やJA、卸売・仲卸業者、中食・外食事業者などで構成する「三重県加工業務野菜産地振興協議会」と連携して、生産安定技術の導入等を支援した結果、栽培面積はキャベツ36ha、かぼちゃ14.6haに拡大しました。

- ② 新たな作目として、県内のゴマ加工販売メーカーと連携して、ゴマの生産を推進し、栽培面積は19.7ha(対前年比123%)と拡大しましたが、相次ぐ台風の影響を受け、生産量は2.2t(対前年比73%)と前年を下回りました。

今後の取組方

- ① 水田の有効活用と新たなマーケットに対応した生産を推進するため、県が参画する三重県農業再生協議会において各地域農業再生協議会と連携を強化し、各地区での実践に取り組みます。
- ② 各市町段階で策定された「水田フル活用ビジョン」に基づき、需要に応じた、米・麦・大豆・飼料用米等の生産を進めます。需要の堅調な麦・大豆の生産拡大を図るため、単収の向上を図る技術などの普及拡大に取り組みます。
- ③ 三重県主要農作物採種事業実施要綱および種苗法等関係法令に基づき、引き続き稲・麦・大豆の優良種子の安定供給に取り組むとともに、米麦協会等関係機関と設置した採種事業検討会で優良種子の生産や流通状況等に係る確認・検証を行います。
- ④ 県産米の品質を底上げするため、品質向上に効果がある技術の導入・励行を進めるとともに、登熟期の高温等気候変動の影響を受けにくい水稻品種の導入や品種開発に取り組みます。
- ⑤ 県産米のシェア拡大を図るため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、東京2020大会）が開催される首都圏の米穀販売店等へのプロモーションにおいて、より高い品質規格で厳選した「プレミアムな『結びの神』」や県を代表する銘柄米である「伊賀コシヒカリ」等の活用を進めるとともに、国内外における多様なニーズに的確に対応できるよう、業務用途に向く多収性品種の導入等に取り組んでいきます。
- ⑥ 飼料用米について、麦、大豆の不適地を中心に作付けを推進します。
- ⑦ 麦・大豆を補完する新たな作目について、JA等と連携して、新規栽培者の確保等を図りながら導入の推進に取り組んでいきます。

トピックス1

麦の単収向上をめざした新たな排水対策技術の導入

本県の水田農業の基幹作物であり、製粉事業者などからの需要が多い「あやひかり」などの小麦の単収が近年向上しており平成30年産では、305kg/10aとなり、令和元年産はさらに大きく増加することが期待されています。

小麦の生産において、排水対策は単収向上にとって重要であり、本県ではこれまでの弾丸暗渠施工等に加えて、農業研究所が開発した「チゼル深耕」技術の普及を図った結果、平成29年産には約1,173haと県内で導入が進んでおり、これらの技術導入が麦圃場における単収向上に寄与していると考えられます。

製粉事業者等の実需者からは、さらなる生産量の拡大と安定生産が求められていることから、引き続き、これらの排水対策技術の普及を進めていきます。



「チゼル深耕」による排水対策技術

トピックス2

「結びの神」の新たな販路の開拓

三重のブランド米「結びの神」はデビューから6年目を迎え、販路については県内量販店のみならず、首都圏等の米穀販売店や飲食店などにも拡大しています。

平成30年産においては、米の消費県であり全国から様々な銘柄米が集まる沖縄県でのプロモーションを実施しました。これまで、沖縄県における三重県フェア期間中にスポット販売はされており、一定の高い評価を得ていました。平成31年2月には農林水産部長をはじめ県内米卸、JA全農みえによるトップセールスを実施し、量販店を中心にした通年での販売を沖縄県内の米穀事業者に働きかけました。

こうした働きかけ等により、沖縄県での取り扱いがはじまり、販売量は増加しています。今後も、関連団体との連携によるプロモーションを進める中で、「結びの神」の新たな販路の開拓を進めていきます。



沖縄県販売用デザイン

【基本事業 I-2】 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進

基本事業の取組方向

園芸等産地の維持・発展に向け、TPPへの円滑な対応を図りつつ、野菜における加工・業務用需要への対応や、栽培する品目の複合化、果樹の輸出、茶の輸出に向けたJGAPなどの認証取得、需要が高く特色ある花き・花木等の品種の導入など、国内外の新たな需要の取り込みにより、産地改革を進める園芸等産地の取組を支援します。また、伊勢志摩サミットなどのイベントを契機に、県産園芸等品目の魅力発信を支援します。

取組目標

産地改革に取り組む園芸等産地増加数（累計）	加工・業務用需要や海外市場への対応、栽培品目の転換による新産地の育成など、新たな視点を取り入れた産地展開に取り組む園芸等産地数（累計）
-----------------------	---

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (行動計画 の目標)	令和 7 年度 (基本計画 の目標)
目標値		25 産地	30 産地	35 産地	40 産地	57 産地
実績値	20 産地	25 産地	30 産地	35 産地		
達成率		100%	100%	100%		

30 年度評価

新たな指定野菜産地としての春キャベツの生産拡大やイチゴ、洋花産地の新規就農者の受け入れ態勢整備による規模拡大、蓮台寺柿の伝統技術の見える化による栽培のレベルアップ、伊勢茶産地としての輸出拡大を進める体制の整備など、新たな取組に挑戦する産地の育成を進め、目標を達成しました。

引き続き、野菜産地の育成や、果樹および伊勢茶の輸出の拡大、高品質・省力化技術の導入等による産地の収益力向上に取り組むとともに、東京 2020 大会とその先を見据えて、首都圏等でのプロモーションやGAPなどの認証取得促進などに取り組めます。

30年度の取組状況

1 産地改革を進める園芸等産地の育成

野菜

- ① 春キャベツが平成30年度に野菜指定産地に指定されたことに伴い、四日市市、菟野町、いなべ市において、作付面積拡大と単収向上を図るため、共同での研修会開催や連作障害対策として作付け前の土壌病害診断に取り組みました。
- ② J A 多気郡いちご部会では、担い手確保による産地の生産量拡大を図るため、部会員がサポートリーダーとなり、新規就農者3名を対象に圃場での実践的な研修や座学による勉強会を行うなど、支援体制の充実を図りました。
- ③ 「みえ次世代施設園芸コンソーシアム」において、先進的な農業法人の施設において栽培技術および雇用管理技術の実証を行うとともに、県内トマト生産農家現地研修会（3回）を実施するとともに、5名の研修生を受け入れ、次世代施設園芸に対応した技術の普及に取り組みました。

果樹

- ① J A 伊勢蓮台寺柿部会では、蓮台寺柿を地域の特産品として振興していくために、篤農家の高品質栽培技術にもとづくマニュアルの作成や立体模型図を用いた選果基準の統一など、技術の「見える化」に取り組むとともに、県外での試験販売を通じた市場性調査を行うなど、需要拡大に向けた取組を進めました。
- ② タイ向け柑橘輸出について、検疫条件の緩和に向けた二国間協議の強化を国等に働きかけるとともに、生産・流通・販売事業者が一堂に会し「南紀みかん産地拡大宣言」を行うなど、産地全体での輸出拡大に向けた取組を進めたことにより、タイ向けの柑橘輸出量は過去最大の43tになりました。

茶

産地としてまとまった量の伊勢茶を輸出していくため、「伊勢茶輸出プロジェクト輸出拡大宣言」を行った生産・流通・販売事業者が一体となって伊勢茶輸出プロジェクトを立ち上げ、輸出向けの商品構成を選定するとともに、海外でのプロモーションを行うなど、輸出に対応した生産拡大と産地の輸出体制構築に取り組みました。

花き・花木

J A 伊勢洋花部会では品質の向上、販売戦略の構築、情報発信によるファンづくり、G A Pの取組を進めるとともに、栽培方法の見直しを行い、炭酸ガス施用技術導入により単収が向上（前年比20%増）しました。

2 野菜産地の維持・発展

- ① 水田を活用した加工・業務用野菜の作付けを推進するため、生産者やJ A、卸売・仲卸業者、中食・外食事業者などで構成する「三重県加工業務野菜産地振興協議会」と連携して、生産安定技術の導入等を支援した結果、栽培面積はキャベツ 36ha、かぼちゃ 14.6haに拡大しました。（再掲）
- ② 野菜産地の充実に向け、キャベツやネギ等の産地強化計画を策定している37産地

を対象に計画の更新に向けた支援を行いました。

- ③ 野菜生産出荷安定法に基づき、野菜の安定供給を図るため、指定産地9産地および特定産地18産地を対象に、新しい防除技術や新品種の導入などの専門的な指導を行いました。価格低落時に価格差を補填する価格安定対策事業では、指定野菜価格安定対策事業に6,339トン、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に3,219トンの申請がありました。
- ④ 東京2020大会等での供給に向け、新たに開発した冷凍加工なばな商品を使ったフェアを都内のレストラン等で開催し、実需者から、使いやすさや味、色合いに高い評価が得られました。

3 果樹産地の強化

- ① 柑橘類の高収益栽培体系への転換を図るため、マルチ栽培と点滴灌水を組み合わせた「マルチ・ドリップ栽培方式」の導入を推進し、栽培面積は59.2ha（対前年5.7ha増）に拡大しました。
- ② 新品種による新たなブランドづくりをめざし、県が育成した柑橘新品種の導入を進め、糖度が高い極早生温州「みえ紀南1号」の導入面積は59.4ha（対前年2.9ha増）に拡大しました。
- ③ 柿の輸出拡大のため、香港でプロモーションを行うとともに、産地の集荷施設で個別包装した柿の保存性および輸送性試験を実施したところ、産地から輸送された後に包装した場合と比較して、現地での輸送後の状態および店頭での棚持ちも良い結果となり、店舗の評価も高く、輸出実績は香港およびタイを合わせて20.6t（対前年比8.2t増）に拡大しました。
- ④ 三重南紀みかんの首都圏等における知名度向上と販路拡大を図るため、極早生温州みかん「みえの一番星」について、首都圏のフルーツ専門店へのトップセールスを実施した結果、期間限定のスイーツメニューの食材として採用されました。

4 伊勢茶のブランド化

- ① 老朽化した茶園の改植を進めるため、茶業団体等による「伊勢茶リフレッシュ運動」の取組をサポートするとともに、国補助事業の活用支援や産地での技術指導を実施し、平成30年度の改植実績は16.7ha（累計230ha）となりました。
- ② 輸出を見据えた売れる茶づくりに向け、「伊勢茶トレーサビリティシステム」の普及拡大等に取り組み、JGAP認証取得件数は25件（5件増）となりました。また、米国の残留農薬基準に対応した病虫害防除指針の更新や、生産者の茶園で実証展示、研修会の実施により、輸出向け技術の普及を図りました。
- ③ 伊勢茶の特産茶種であるかぶせ茶を使用した高級ボトリングティー「伊勢冠（いせかぶせ）」について、首都圏や関西圏の高級ホテル・飲食店等へプロモーションを行った結果、大阪市のホテルで「伊勢冠」を使ったディナーイベントが開催されました。
- ④ 伊勢茶の知名度向上や消費拡大につながるよう、第71回関西茶業振興大会三重県

大会や、その関連の消費者向けイベントである茶・チャ・CHA市などの機会を通じて伊勢茶をPRし、県内外で伊勢茶の認知度向上を図りました。

5 花き・花木の消費拡大に向けた取組

- ① 花や緑に触れる豊かな暮らしを提案するとともに、三重県産花き花木の消費拡大を図るため、県内で生産や流通に関わる事業者が一堂に会し、三重県産花き花木を使用した各種展示、園芸講座、花や緑の体験教室等を実施する「みえ花フェスタ2018」(12月)を開催しました。
- ② 花関連団体の指導のもと、県内の小中学校等(15校)において559名の子どもたちに対し、寄せ植えづくり等の花育体験を実施しました。
- ③ 小中学校における花育を推進するため、学校花壇コンクール参加校の教員を対象とした講習会の開催などにより、学校花壇作りの技術指導を実施しました。
- ④ 東京2020大会に向けた施設整備や再開発等にもなう首都圏で増加する花木の需要に対応し、展示会において県産花木を使った壁面緑化資材を展示するとともに、PR冊子「三重県の花木」を配布するなど、県産花木のプロモーションを行いました。

今後の取組方向

- ① 加工・業務用野菜の生産拡大を図るため、品種の選定や土づくりなど作柄安定技術の導入を推進するとともに、産地交付金等の支援制度を活用しながら水田地帯での新たな野菜産地の育成に取り組めます。
- ② 東京2020大会を契機として産地競争力を高めるため、産地におけるGAP取得や生産拡大を推進するとともに、野菜の価格安定対策事業等を実施や、「みえ次世代施設園芸コンソーシアム」が中心となった大規模な施設園芸における経営管理に必要な技術の実証や人材の育成等に取り組めます。
- ③ 国内需要に応じた果樹の高品質化・ブランド化を図るため、マルチ栽培や改植などを促進します。また輸出拡大に向け、各国の輸出検疫条件や海外ニーズに対応できる生産体制の整備や、アジア経済圏での販路開拓に向けたプロモーション等を進めます。
- ④ 伊勢茶の需要拡大を図るため、関西茶業振興大会三重県大会等の成果を生かして県内外で消費拡大に向けた取組を行うとともに、「伊勢茶輸出プロジェクト」をはじめとした産地の取組を支援しながら、米国等に加え新たな需要先の開拓を進めます。また、欧米でニーズの高い有機栽培茶の生産について、研修会を通じて生産者の取組意欲向上を図ります。
- ⑤ 花き花木については、引き続き、関係団体と連携し、花の需要拡大に向け「みえ花フェスタ」をはじめ各種イベントにおける展示・販売、花育緑育活動などを推進するとともに、東京2020大会を契機として、首都圏の建設事業者や緑化事業者等を対象に県産花木類のPRに取り組めます。

トピックス1

南紀みかんと伊勢茶について輸出拡大の取組強化を宣言

南紀みかんと伊勢茶について輸出に取り組む生産、流通、販売関係者が一堂に会し、輸出拡大に向けた産地の取組をまとめた産地宣言を行いました。

南紀みかんにおいては、タイをはじめとしたアジア諸国等への輸出の拡大などについて話し合い、販売ルート拡大や産地の生産力強化などに取り組むことを宣言としてまとめました。また、伊勢茶においては、輸出拡大に向け、産地の課題やめざすべき姿について産地関係者で共有し、新たな流通モデルの構築や輸出相手国に対応できる供給体制の強化などに取り組むことを宣言しました。

県では、今後、輸出が産地の発展につながるよう、産地が一体となった輸出拡大の取組を支援していきます。



南紀みかん産地拡大宣言



「伊勢茶輸出プロジェクト」輸出拡大宣言

トピックス2

県民参加型イベント「みえの花フェスタ 2018」を開催

～県産花木のPRを行いました！～

「花の国づくり三重県協議会」との共催により、県民の皆さんを対象として、県産花き花木のPRや花と緑に触れる暮らしの提案を目的とした「みえの花フェスタ 2018」をメッセウイング・みえ（津市）で開催しました。様々なデモンストレーションや体験教室、展示を行い、二日間の開催で述べ約4,500名の来場者がありました。

今後も、このようなイベントを通じて、県産花き花木のPRを行うとともに、花木を身近に感じてもらう取組を進めることで、消費拡大につなげていきたいと考えています。



【基本事業 I-3】 畜産業の健全な発展

基本事業の取組方向

畜産業の競争力強化に向け、TPPへの円滑な対応を図りつつ、畜産農家を核に関連産業等が連携する高収益型畜産連携体づくりを進めるとともに、自給飼料の生産拡大や肥育素牛の県内生産体制の構築、県産畜産物のブランド力向上と国内外の販路拡大の促進等に取り組みます。また、県産畜産物の安全・安心と安定供給を確保するため、家畜伝染病に係る防疫体制の強化や、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討を進めるほか、畜産経営の安定化を図るため、国の経営安定制度等の活用を促進します。

取組目標

高収益型畜産連携体数 (累計)	畜産経営体を核として、耕種農家や関連産業、異業種等が連携し、生産コスト低減や畜産物のブランド化等によって収益力の向上および雇用の創出等をめざす連携体数(累計)
--------------------	---

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (行動計画 の目標)	令和 7 年度 (基本計画 の目標)
目標値		8 連携体	12 連携体	16 連携体	20 連携体	44 連携体
実績値	4 連携体	8 連携体	12 連携体	16 連携体		
達成率		100%	100%	100%		

30 年度評価

畜産業の競争力強化や県産畜産物の安定供給を図るため、飼養規模の拡大や和牛繁殖基盤の強化、エコフィード活用による生産物の高付加価値化などを進める高収益型畜産連携体の育成等に取り組み、目標を達成しました。また、近隣府県でのCSF発生を受け、養豚農場における飼養衛生管理基準の遵守徹底を推進し、県内発生の防止に取り組みました。

引き続き、和牛子牛の県内生産体制の構築、県産畜産物のブランド力向上と国内外の販路拡大の促進、家畜防疫体制の強化、東京 2020 大会を見据えたJGAP家畜・畜産物等の認証取得の推進などに取り組みます。

30 年度の取組状況

1 畜産経営の競争力強化

- ① 3者以上の連携により収益力の向上をめざす高収益型畜産連携体を育成するため、事業計画の作成にあたっての助言等を行い、肉牛農家と耕種農家等による稲わら・堆肥交換や、養豚農家と野菜農家による規格外野菜の飼料利用と堆肥の交換など、循環型畜産経営の構築に向けた連携体や、関係事業者が協調して養豚の戦略的な規模拡大に取り組む連携体など、新たに4連携体（累計16連携体）を育成しました。
- ② 畜産経営の規模拡大を図るため、国の畜産クラスター関係事業等を活用し、肉牛農家の堆肥化处理施設や養鶏農家の鶏舎整備を支援しました。また、令和元年度の施設整備に向け、肉牛、養豚の畜舎整備など、整備計画の作成を支援しました。

2 飼料自給率の向上と資源循環型畜産の確立

- ① 稲発酵粗飼料および飼料用米の利用を進めるため、現場での品種特性に応じた生産技術指導や、耕種農家と畜産農家が連携した地域内での流通利用の定着に取り組みました。稲発酵粗飼料の生産面積は239ha（対前年同じ）、飼料用米の生産面積は1691ha（対前年211ha減）でした。なお、稲発酵粗飼料については、耕畜連携の推進により県内生産のほぼ全量が地域内流通となっています。飼料用米については、1691haのうち700ha（41.4%）が県内向けに利用されています。
- ② 飼料生産基盤の強化に向け、県内への導入が進む高糖分・高消化性飼料用稲「たちすずか」の収穫調製および畜産農家における給与技術について研究を進めるとともに、関係機関や畜産農家、耕種農家を対象とした研修会の開催や現地実証ほ（2箇所）の設置などにより、研究成果の普及を図りました。
- ③ 家畜排せつ物の適正処理および利用促進に向け、畜産農家を対象に家畜排せつ物法に基づく立入検査や耕種農家等利用者のニーズに即した堆肥生産の助言等を行いました。

3 和牛子牛の安定的な県内自給体制の確立

- ① 和牛子牛生産の拡大を図るため、繁殖技術研修会（50人参加）および子牛育成技術研修会（6人参加）の開催など、和牛繁殖農家等を対象に繁殖や子牛育成技術の向上に取り組んだ結果、子牛生産を行う繁殖農家は36戸（対前年度2戸増）になりました。
- ② 初めて子牛生産に取り組む農家等を対象に繁殖雌牛の導入支援を行った結果、繁殖雌牛の増頭頭数は累計40頭（対前年度比9頭増）と着実に増加しました。
- ③ 受精卵移植技術を活用して、交雑種による双子生産技術の普及や乳用種の借り腹活用の推進に取り組みました（交雑種5戸・24頭、乳用種16戸・171頭へ和牛受精卵を移植）。

- ④ 優良血統の和牛繁殖基盤を県内に構築するため、県畜産研究所に導入した優れた血統の和牛雌牛から体外受精卵を作成し、県内繁殖農家等の飼養牛（25頭）へ移植しました。
- ⑤ 和牛繁殖農家等が組織する三重県和牛繁殖協議会と連携して、牛白血病など繁殖牛の疾病対策に関する研修会の開催等に取り組みました。

4 県産ブランド牛肉等の海外輸出の促進

- ① 県産ブランド牛肉の新たな輸出先の開拓に向け、伊賀牛の台湾向け初輸出にあわせ、台中市において、現地バイヤー等を対象とする県産和牛プロモーション（9月）を開催しました。
- ② 県産ブランド牛肉等のアジア経済圏等への販路定着を促進するため、現地インポーターとの連携による商談機会の創出（香港：8月、3月）など、輸出の継続・拡大に取り組む県内畜産事業者の主体的な取組をサポートしました。

5 養豚経営等における食品系廃棄物等活用による飼養技術確立とブランド力向上

- ① 食品系廃棄物等の飼料化や、畜産農家と廃棄物処理業者等のマッチングを進めるため、エコフィード利活用研究会の取組として、意見交換会（1回）およびエコフィード活用事例現地調査（1回）を実施しました。
- ② 食品系廃棄物等の飼料利用の促進に向けて、養豚でのビール粕、養鶏での廃棄バナナを活用した飼養技術の研究に取り組みました。
- ③ 酒粕を豚に与える飼養技術（平成29年度検証技術）について、県内の酒造メーカーと養豚事業者との連携による現場給与試験の実施を支援し、新たなブランド豚の作出につながりました。

6 家畜伝染病の発生予防およびまん延防止体制の強化

- ① 家畜伝染病の発生予防、予察およびまん延防止のため、農家巡回指導のほか、家畜伝染病予防法に基づく検査を実施しました。
- ② 高病原性鳥インフルエンザの防疫体制を強化するため、農場カルテのブラッシュアップや県対策対応マニュアルを用いた図上訓練等の取組を行うとともに、県内すべての家きん農場（141戸）への防疫指導や注意喚起を行いました。
- ③ 口蹄疫について、依然として近隣諸国での発生が続いているため、牛豚の生産農家に対する防疫指導や注意喚起を随時実施しました。
- ④ 岐阜県、愛知県等におけるCSF（豚コレラ）の発生や野生イノシシを含めた感染拡大を受け、県内すべての豚・イノシシの飼養農場（59農場および小規模飼養者19戸）に対し、ウイルスの侵入防止の徹底や異状豚の早期発見・早期通報など、飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導しました。
- ⑤ BSE特措法に基づき、48ヶ月齢以上のすべての死亡牛（283頭）を検査し、全頭陰性を確認しました。

7 JGAP家畜・畜産物や農場HACCPの普及・定着

JGAP家畜・畜産物や農場HACCPの指導員を含む地域推進チームが、認証取得等を目指す生産者に対して、生産衛生管理プログラムの策定、衛生検査、従業員教育等の支援を行いました。その結果、新たに、3農場（肉牛3）と農業高校2校（肉牛1、養豚1）がJGAP家畜・畜産物の認証を取得し、4農場（肉牛3、養豚1）が農場HACCP認証を取得しました。

8 動物用医薬品や飼料の適正使用の促進のための監視・指導

- ① 動物用医薬品の適正流通と使用に向け、県内55件の販売店と114戸の畜産農場に対して立入検査を実施し、適正な販売、使用実態を確認しました。
- ② 飼料の適正流通を図るため、県内35件の販売店と114戸の畜産農場に対して立入検査を実施し、適正な販売、使用実態を確認しました。

9 基幹食肉処理施設の機能充実および必要な施設整備の検討

- ① 県内の基幹食肉処理施設である四日市、松阪のそれぞれの食肉センターの運営を担う(株)三重県四日市畜産公社、(株)三重県松阪食肉公社の安定的な運営等を図るため、関係市町と連携して支援しました。
- ② (株)三重県松阪食肉公社の今後の施設整備のあり方について、同公社の施設整備検討委員会行政部会に関係市町とともに参加して検討を進めました。

10 国の経営安定対策制度等の積極的な活用の促進

畜産経営の安定化を図るため、関係団体等と連携し、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）や養豚経営安定対策事業（豚マルキン）など、国の経営安定対策の積極的な活用を促進しました。

今後の取組方向

- ① 畜産経営の競争力強化を図るため、引き続き、畜産農家を核とし、耕種農家や関連事業者等が連携する高収益型畜産連携体の育成を進めます。
- ② 東京2020大会を契機に、特色のある高品質な畜産物の供給体制を構築するため、和牛子牛の県内生産体制の構築に向けた繁殖雌牛の増頭や繁殖技術の向上などに引き続き取り組むとともに、規模拡大、生産性の改善やブランド力の向上への支援、エコフィード等の利活用による給与技術の開発・普及、JGAP家畜・畜産物等の認証取得の促進に取り組みます。
- ③ 県産畜産物の輸出促進を図るため、アジア経済圏を主なターゲットに、県内畜産事業者の主体的な輸出の実践につなげていくための商談機会の提供や商談成立に向けたサポートなどに取り組みます。

- ④ 高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生予防と万一の発生時における迅速な対応に向け、市町や県関係部局等と連携し、防疫演習等を通じて防疫体制の強化を図るとともに、農場巡回等の機会を通じて生産者段階における飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導していきます。
- ⑤ CSFについては、近隣県の養豚農場における発生状況や県内で感染野生イノシシが確認されたこと等を踏まえ、農場での消毒資材の確保や防護柵の設置など防疫水準の強化に取り組む養豚農家を支援していくとともに、今後の感染拡大の状況等に応じ、国・関係府県と綿密に連携しながら、野生イノシシへの経口ワクチン散布などの具体的対策の実施や県内関係者への迅速な情報提供等に努めていきます。
- ⑥ 動物用医薬品等の適正な使用等に向け、販売業者等に対する監視指導および啓発活動等を計画的に行います。

トピックス1

県内自給飼料の生産利用強化に向け現地検討会を開催

県では、国際飼料の市場情勢に影響を受けない自給飼料の生産利用強化に向け、三重県自給飼料増産推進協議会を発足し、自給飼料の生産利用にかかる研究や実証、研修会の開催による畜産生産者の技術力の向上に取り組んでいます。

平成30年度は、鈴鹿市において「高品質・低コストのイネホールクロップサイレージ（WCS）生産体系」にかかる現地検討会を農研機構と共同で開催し、大規模担い手農家に対応したイネWCS品種の栽培技術（収穫期分散、台風に対応した栽培技術等）の紹介や、高品質なイネWCSの生産を実現する微細断収穫機・イネWCS調製用乳酸菌添加の現地実演を行いました。

今後は、県内畜産業の更なる競争力強化、経営の安定化に向け、これらの技術の普及定着を図るとともに畜産農家におけるイネWCSの利用の拡大を推進します。



現地実演の様子（有）ドリームファームスズカ



講演会挨拶（中央農業研究センター所長）

トピックス2

食品資源（酒粕）を循環利用したブランド豚肉の商品化 ～食品廃棄物の有効活用による豚肉の高付加価値化～

配合飼料価格の高止まりなどにより、厳しい経営環境を強いられている畜産業において、未利用資源の活用による飼料コストの低減や、特色ある畜産物の創出と持続可能な畜産物の生産が実現されるよう、「エコフィード」の取組を促進しています。

こうした中、畜産研究所における豚への酒粕給与試験結果を基にマッチングを支援した世界的に有名な「作」を製造する酒造メーカーの清水清三郎商店と「幻泉山崎豚」を生産するヤマザキファームのコラボレーションが実現し、新ブランド豚肉「作豚（ざくぶた）」が商品化されました。



ヤマザキファームHPより引用



「作豚」発表会で「作」とともに提供された料理

【基本事業 I-4】 農産物の生産・流通における安全・安心の確保

基本事業の取組方向

農産物の安全・安心を確保するため、農薬等生産資材の適正な流通・使用や米穀等の食品表示などの監視・指導、事業者のコンプライアンス（法令遵守）意識の向上に向けた支援、産地へのGAP（農業生産工程管理）やIPM（総合的病害虫管理）など環境に配慮した生産方式の導入促進などにより、「みえの安全・安心農業生産」の定着を図ります。

また、食の安全・安心への消費者、食品産業事業者および生産者の相互理解を深めるため、食の安全性に関する情報提供の充実を図ります。

さらに、卸売市場の品質管理の高度化や市場の活性化を促進し、市場運営の安定化を進めます。

取組目標

みえの安全・安心農業生産方式の産地での普及率	「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、GAP、地力の維持・増進およびIPMの実践等、環境に配慮した生産方式に取り組む産地の割合
------------------------	---

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (行動計画 の目標)	令和 7 年度 (基本計画 の目標)
目標値		64%	67%	71%	75%	90%
実績値	62%	70%	74.5%	71.8%		
達成率		100%	100%	100%		

30 年度評価

GAP実践を推進・支援する指導員の育成や適正施肥・土づくり研修会等の実施により「みえの安全・安心農業」への取組を推進し、目標を達成しました。

引き続き、取組の拡大に向け、産地毎に強みと弱みを整理し、それぞれの課題に対応した指導を展開するとともに、東京 2020 大会への食材供給はもとより、食の安全・安心に対するニーズの高まりや輸出の拡大等に対応できる生産環境を整備するため、GAPの推進・認証取得の支援を強化していきます。

30年度の取組状況

1 食品関連事業者等に対する監視・指導、コンプライアンス(法令遵守)意識の向上

- ① 食の安全性を確保するため、「農畜水産物安全確保監視指導計画」を策定し、農薬や肥料、米穀、動物用医薬品、飼料等の販売業者等を対象に、計画的な立入検査等を809件実施しました。平成16年度から立入検査を計画的に実施しており、事業者の法令遵守の意識は高まってきています。
- ② 県内において平成25年度に発生した米穀の不適正な流通事案をふまえ、米穀取扱事業者に対する監視指導として立入調査を255件実施するとともに、流通段階と市販段階における米穀の産地および品種の科学的検査を7件実施しました。この調査の結果、勧告・命令に至るような重大な違法事案は見られませんでした。
- ③ 10月を「三重県食の安全・安心確保推進月間」と定め、米穀の産地及び品種の科学的検査等を実施するとともに、関係部局と連携して、食品関連事業者等を対象にコンプライアンス研修会を開催（1回、参加者57人）し、食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上および法令に関する習熟を図りました。

2 みえの安全・安心農業生産の普及・拡大

- ① 生産管理や農薬・肥料などの農業資材の使用、労働者の状況など、農業生産に係るあらゆる行程を記録・点検・改善していくことを通じて、安全・安心な農産物の生産につなげる取組（GAP）への理解を醸成するため、農業者・流通業者等を対象にした研修会（39回、約600名参加）を行いました。また、GAPの認知度を高めるため、首都圏の飲食店でGAP農産物を活用したフェア（7回）を開催しました。
- ② 総合的に病害虫や雑草を管理するIPM（総合的病害虫・雑草管理）の実践を推進するため、施設栽培トマトで問題となるコナジラミ類に対して、土着天敵であるタバコカスミカメ放飼の効果の実証（1a）に取り組みました。
- ③ 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果のある営農活動の普及・拡大を図るため、国の「環境保全型農業直接支援対策」を通じて、カバークropp17ha、有機農業216ha、IPM（総合的病害虫・雑草管理）9haの取組に対する支援を行いました。

3 農薬・肥料の適正な使用および流通の監視指導

- ① 農薬・肥料の適正な使用および流通を進めるため、肥料生産業者・販売業者への立入検査を100件、収去検査を6件実施したほか、農薬販売店への立入検査を100件実施しました。
- ② 農薬使用者や農産物直売所責任者等を対象に、農薬の適正使用に関する研修会を552回開催し、農薬使用基準の変更情報を周知するとともに、農薬の適正使用や生産履歴の記帳を普及しました。
- ③ 農薬の販売や管理に携わる事業者の資質向上を図るため、農薬販売者や造園業者等を対象として、農薬に関する専門的な研修を実施し、一定水準以上の知識を有する者を三重県農薬管理指導士として新たに40人認定しました。（全認定者数は1,145人）

- ④ 病害虫の発生動向に即した適時、的確な防除を促進するため、病害虫の発生予報を7回、注意報を1回、特殊報を1回、技術情報を12回提供しました。

4 国際水準GAP認証取得等の推進

- ① 今後3年間の目標や具体的な活動・推進方針等を示した「三重県における農産物のGAP推進方針（平成29年7月施行）」に基づき、「地域GAP推進チーム」が中心となり、国際水準GAP認証の取得に向け、きめ細かな指導・支援等を行いました。
- ② 普及指導員や営農指導員がGAPの実践や認証取得を指導・支援できるノウハウを取得できるよう、研修等を開催し、GAP指導員102名、リーダー指導員51名を確保しました。
- ③ 地域GAP推進チームを核にした農業経営体等へのきめ細かな指導・支援などに取り組み、GAP認証の取得件数が63件（新規34件）に増加するとともに、農業大学校や県内すべての県立農業高校（5校）が認証を取得しました。
- ④ JGAP家畜・畜産物や農場HACCPの指導員を含む地域推進チームが、認証取得等を目指す生産者に対して、生産衛生管理プログラムの策定、衛生検査、従業員教育等の支援を行いました。その結果、新たに、3農場（肉牛3）と農業高校2校（肉牛1、養豚1）がJGAP家畜・畜産物の認証を取得し、4農場（肉牛3、養豚1）が農場HACCP認証を取得しました。（再掲）

5 食の安全・安心に関する情報提供の充実

- ① 消費者や食品関連事業者、学識経験者から食の安全・安心確保のための県の方策に関する意見を聞くため、「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」を開催（1回）し、「食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書」、および「三重県食の安全・安心確保行動計画」にその意見等を反映させました。
- ② 県民が「食の安全・安心」に関する正しい知識と理解を深め、適切な判断や選択が行えるよう、ホームページ「食の安全・安心ひろば」の充実（更新261回）に取り組むとともに、イベント等への出展を通じて情報提供（49回）を行いました。
- ③ 「食の安全・安心」に関する正しい情報を分かりやすく伝えるため、県民の皆さんが開催する自主勉強会や集会などに参加し、「三重県が取り組む食の安全・安心」などをテーマに説明を行いました（5回、参加者134人）。また、県内の高等教育機関と連携し、消費者の食品表示に関する知識の向上を目的に鈴鹿市で食品表示研修会を開催しました（参加者44人）。

6 卸売市場の指導・監督

- ① 卸売市場法や食品衛生法の改正により、卸売市場の活性化や衛生管理の高度化など卸売市場を取り巻く情勢の変化に適切に対応するため、県内各卸売市場関係者を対象に、研修会を開催（1回、43人参加）しました。また、公正な取引の推進と衛生管理対策の徹底等を目的に、延べ16か所の地方卸売市場等に対して巡回監視・指導を実施しました。
- ② 卸売市場における適正な業務の執行と健全な運営維持のため、平成28年度に策定した三重県卸売市場整備計画（第10次）に基づき、主に地方卸売市場を対象に、市場における取引方法や物品の品質管理の改善に向けた指導・助言を行いました。
- ③ 三重県卸売市場整備計画（第10次）に基づき、県地方卸売市場の経営戦略の確立に向けた「経営展望」を策定しました。

今後の取組方向

- ① 「農畜水産物安全確保監視指導計画」に基づき、農薬や肥料、米穀、動物用医薬品、飼料等の販売業者等を対象に計画的な立入検査等を実施するとともに、コンプライアンス研修会の開催等を通じて食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上や法令に関する習熟に努めます。
- ② みえの安全・安心農業生産の普及・拡大を図るため、キャベツの栽培前土壌診断による土壌管理技術の実証などに取り組み、IPM（総合的病害虫管理）の実践や土壌診断による適正な土壌管理等を推進します。
- ③ 東京2020オリンピック・パラリンピックでの食材採用はもとより、大会開催後の国内取引や海外輸出の拡大を有利に進められるよう、国際水準GAPの認証取得を拡大するため、引き続きリーダー指導員等の育成による指導体制を強化するとともに、地域GAP推進チームを核にターゲットを明確にしたきめ細かな指導・支援等に取り組みます。また、次世代の農業を担う若者が早い時期からGAPを学べるよう、農業大学校や県立農業高校でのGAP認証取得の維持に取り組みます。
- ④ 「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」を開催し、委員の意見をふまえながら、食の安全・安心確保のための施策を進めます。また、米穀の産地偽装等の再発防止や県民の信頼確保を図るため、米の科学的検査の実施や食品事業者等を対象としたコンプライアンス研修会等を通じて関係法令等の遵守・徹底や食品関連事業者のコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、出前トークやホームページの充実、SNSの活用など消費者に対する積極的な情報提供に努めます。
- ⑤ 卸売市場を取り巻く経営環境が厳しさを増していること等を踏まえて、県卸売市場整備計画に基づき、他の拠点市場（北勢、伊勢志摩総合）においても、市場の経営戦略の確立に向けて「経営展望」の策定を進めるとともに、県内の卸売市場について、HACCPの考え方を取り入れた品質管理の高度化や、産地・他の卸売市場との連携強化、食品加工等による付加価値づくりなど、市場の活性化を推進します。

トピックス1

首都圏レストラン等と連携した県産のGAP・農福連携野菜をPR

首都圏のレストランや社員食堂の5店舗において、農福連携に取り組む福祉事業所「シグマファームとういん」（東員町）が、GLOBAL G.A.P.認証を取得し生産した三重なばなを食材に「三重なばなフェア」を開催しました。

フェア期間中、約20種類のメニューが提供され、利用者からの評価も高く、特にシェフからは「GAP認証された食材を使いたい」「香と味がよい」「日持ちがよい」などの感想をいただき、フェア終了後も引き続き取り扱いがあるなど、大変好評でした。今後もGAPの取組やその農産物をより多くの人に知ってもらうよう、GAP農産物の魅力をPRしていきます。



社員食堂での「三重なばなフェア」

トピックス2

高等教育機関との連携による食の安全・安心の情報発信

県では、県民の皆さんが健康で健全な食生活を実現できるよう、食品に対する知識と理解を深め、自ら判断、選択できるような取組を進めています。

平成28年から鈴鹿医療科学大学と連携し、子育て世代向けの食育情報誌に学生目線でのわかりやすい食の安全・安心に関する情報を掲載するなどの取組を行ってきました。

平成30年度については、8月に鈴鹿医療科学大学において「三重県食の安全・安心研修会」を開催しました。鈴鹿医療科学大学の学生をはじめ44名の参加があり、食品表示法の施行や食品衛生法改正のねらい、科学的な正しい知識に基づいた食品選択の重要性などについての講演と、県の「食の安全・安心」に関する情報発信の取組についての紹介を行いました。

今後も引き続き、鈴鹿医療科学大学をはじめとする県内高等教育機関や関係団体等と連携し、食の安全・安心に関する情報を発信していきます。



研修会の様子

基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

めざす方向

力強い農業経営の実現に向け、農地集積等による経営規模拡大や集落営農組織の設立を促進するとともに、経営の法人化・多角化や雇用力強化など、創造的農業経営をめざす農業経営体の育成に取り組みます。

また、農業の次世代への円滑な継承を図るため、パッケージで農業ビジネス人材を育成する仕組みの構築などにより、次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成を進めるとともに、企業などの新たな参入を促進する環境整備に取り組みます。

さらに、農業者の経営発展や産地の強化・充実を支援するため、普及活動の効果的な展開や農業団体の活発な活動促進、新たな商品創出につながる研究開発に取り組むとともに、優良農地の確保や農業の生産基盤の整備・保全、災害からの円滑な農業復旧・復興を進めるためのBCPの作成支援を進めることにより、農業の持続的な発展に取り組みます。

基本目標指標

農畜産経営体における法人経営体数（累計）	各市町における法人化された農畜産経営体数・集落営農組織数と農業参入した企業数の合計（累計）
----------------------	---

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (行動計画 の目標)	令和 7 年度 (基本計画 の目標)
目標値		455 経営体	475 経営体	491 経営体	533 経営体	595 経営体
実績値	435 経営体	462 経営体	487 経営体	518 経営体		

30 年度評価

専門家の派遣や研修会の開催等により、農業経営の法人化を推進するとともに、農業への企業参入を促進するための相談窓口の設置や福祉事業所による農業参入の取組を促進したこと等により、基本目標を達成しました。

また、5つの取組目標についても、「地域活性化プラン」の取組や、経営発展をめざす経営体への支援、「人・農地プラン」作成の推進、農業生産基盤の整備、農畜産技術の研究開発などを進め、達成しました。

引き続き、担い手への農地集積・集約の加速化や雇用力のある法人経営体の育成等に取り組むとともに、「みえ農業版MBA養成塾」による若き農業ビジネス人材の育成、農福連携の推進等を図ります。

- 【基本事業 1】 地域の特性を生かした農業の活性化
- 【基本事業 2】 農地中間管理事業を核とした営農体制の構築
- 【基本事業 3】 多様な農業経営体の確保・育成
- 【基本事業 4】 農業生産基盤の整備・保全
- 【基本事業 5】 農畜産技術の研究開発と移転

【基本事業Ⅱ-1】 地域の特性を生かした農業の活性化

基本事業の取組方向

農業・農村の活性化を図るため、普及指導活動の展開や農業団体等と連携する中で、集落や産地などによる「地域活性化プラン」の策定・実践を促進し、地域内での自主的な活動を進めるとともに、新たな人材の参画・育成や、地域間、多様な業種との連携など、活動規模の拡大等による地域活動の発展を支援します。

取組目標

地域活性化プラン策定数 (累計)	地域や産地などを単位に策定される農業・農村の活性化のための活動プランの数(累計)
---------------------	--

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (行動計画 の目標)	令和 7 年度 (基本計画 の目標)
目標値		314 プラン	364 プラン	414 プラン	464 プラン	639 プラン
実績値	264 プラン	314 プラン	364 プラン	414 プラン		
達成率		100%	100%	100%		

30 年度評価

集落や産地などによる「地域活性化プラン」の策定を進め、前年度までの364プランに加えて新たに50プランが策定され、目標を達成しました。

また、関係機関の連携による地域活性化プラン推進チームを編成してプランの実践取組を支援し、地域営農の維持・発展に向けた取組やビジネス展開に向けた取組が始まっています。引き続き、関係機関が連携して、プランの策定・実践の拡大などに取り組めます。

30 年度 of 取組状況

1 地域活性化プランの取組

- ① 地域資源を活用した、新たな価値の創出につながる取組を実践する集落や産地等の育成を図るため、市町やJA等と連携した「地域活性化プラン支援チーム」を編成し、前年度までに「地域活性化プラン」を策定した364地域を対象に、プランの実現に向けた実践活動を支援しました。また、新たに50地域において、話し合いや合意形成を促進すること等により、地域の実情に応じた地域活性化プランの策定を支援し、地域活性化プラン策定数は414プランになりました。
- ② これまでに策定された364プランのうち7プランを選定し、専門家等を派遣するとともに、商品化に向けた試作・試行等の初期的な取組への支援を行い、イチゴの産地化や加工品の開発、薬用植物の導入をめざす取組などがスタートしました。また、プラン策定団体等を対象にした成果発表・交流会を開催し、課題解決の手法や成功要因等、取組成果の共有を図りました。

2 地域農業のさまざまな課題の解決に向けた取組の支援

- ① 農業および農村の活性化に向けた取組への支援を計画的に進めるため、「普及活動基本計画（平成27年度～30年度）」に位置付けた46本の目標項目の達成に向け、普及活動を展開しました。また、令和元年度から令和4年度までの新たな普及活動基本計画を検討しました。
- ② 普及指導員のコーディネート機能を生かし、鶴方紅茶や蓮台寺柿、桑名もち小麦など生産者や関係機関と連携して、地域農業のさまざまな課題の解決に向けた取組を支援しました。

3 普及指導員のスペシャリスト機能を生かした生産・経営管理技術の普及

意欲ある多様な農業者の経営発展を促進するため、集落営農法人相互の連携強化、農業経営の法人化や経営改善に向けた相談活動、GAPの取組拡大に向けた各種支援活動など普及指導員のスペシャリスト機能を生かして、高度な生産・経営管理技術の普及などに取り組みました。

4 農業団体の指導・監督

- ① 農業団体の健全な経営と適正な業務運営を確保するため、法令等の遵守状況（合法性）、事業目的への合致状況（合目的性）および業務・会計の経済性の観点からの妥当性（合理性）の視点により、県内11団体を対象に検査を行い、改善を要する事項の指摘を行いました。

- ② 固定比率（固定資産に占める自己資本の割合）違反状態にある農業団体（1件）や法令等の遵守体制に問題が生じた農業団体を対象に、改善計画達成に向けた取組や法令等遵守態勢の整備に向けた取組を指導しました。また、信用事業を実施する農業団体（11件）に対しては、定期的に経営に関する報告を求めるとともに、農協経営者との意見交換等を通じて経営の健全性確保および農協の自己改革に向けた自主的な取組について指導・助言しました。
- ③ 農協自己改革については、農協の自主性を尊重しつつ、農協経営者との意見交換等を通じて自主的な取組状況を把握するとともに、関係機関等と連携して、農協の6次産業化等の新たな事業取組に対して、ベンチマーク調査や現地視察、研修会開催等のサポートを実施しました。
- ④ 平成28年4月に「農業委員会等に関する法律」が施行され、平成30年10月には県内全ての農業委員会が新体制へ移行が完了しました。農業委員会では農地利用の最適化が必須業務となったことから、市町や関係団体と連携し、研修会の開催等によりこの業務を中心となって行う農地利用最適化推進委員の適切な設置等に向けたサポートに取り組みました。

今後の取組方向

- ① 地域農業の活性化を図るため、地域機関に設置した「地域活性化プラン支援チーム」の支援力を強化し、引き続き「地域活性化プラン」策定の支援に取り組むとともに、策定されたプランの実践活動支援に取り組めます。
- ② 普及指導員のコーディネート機能やスペシャリスト機能を生かし、意欲ある多様な農業者の経営発展に向けた取組や地域農業のさまざまな課題の解決に向けた取組を支援していきます。
- ③ 農業団体の健全な経営と適正な業務運営を確保するため、引き続き指導および監督、支援を行っていきます。

トピックス1

「美杉清流米」の魅力発信を通じた地域の活性化の取組

～地域活性化プランの取組事例～

美杉清流米生産部会（津市美杉町）では、地域活性化プランを策定し、有機質肥料を使用した特別栽培米「美杉清流米」の生産および販路の拡大、GAP認証の取得に向けた活動に取り組んできました。その結果、地元スーパーでは「美杉清流米」ブランドが定着し、また平成30年度には、東海三県で初めて、米のJGAP団体認証を取得しました。

「美杉清流米」のより一層の魅力発信や販路の拡大に向けて、美杉の清流をイメージしたハッピーと、地元の特産品や名所を紹介したパンフレットを作成し、首都圏や都市部のスーパー等での販売促進活動を行いました。県では、引き続き関係機関と連携し、こうした地域活性化プランの実現に向けた活動を支援していきます。



販売促進活動



パンフレット

トピックス2

三重の伝統果実「蓮台寺柿」の品質向上の取組

「蓮台寺柿」と呼ばれる柿は、伊勢市で350年以上前から地域で守られてきた伝統果実で、伊勢周辺での知名度は高く、古くから地域の人々に愛されてきました。

しかしながら、高齢化や人口減少に伴い、地域内での消費量低下と担い手不足が懸念されるため、JA伊勢蓮台寺柿部会では平成27年3月にファンの獲得や篤農家の技術の「見える化」などを掲げた地域活性化プランを策定し、普及センターが中心となり関係機関と連携をしながら、プランの実現にむけての取組を支援しています。

同じ等級での外観のばらつきをなくすために、生産者や選果人が選果基準を確認できるよう、普及センターと農家が連携して、選果基準の立体模型を作成しました。

県では引き続き普及センターが中心となって、高品質な果実を安定的に供給するための取組を支援していきます。



収穫果実（左）と選果基準立体模型（右）

【基本事業Ⅱ-2】 農地中間管理事業を核とした営農体制の構築

基本事業の取組方向

意欲ある担い手や集落営農組織等への農地集積・集約化により農業経営規模の拡大を図るため、地域の話し合いを着実に進め、集落ごとの人・農地プランの作成を促すとともに、農地中間管理事業等の活用などにより農地の権利移動を推進します。

また、持続的な営農体制の構築に向け、多面的機能の維持活動との連携を図りつつ、集落リーダー養成等の取組を進め、地域のさまざまな方々の活躍による集落営農組織の育成と法人化への支援を行います。

特に、中山間地域等の条件不利水田については、各種支援策を活用し、持続的な営農体制構築に向けた支援を行います。

取組目標

人・農地プラン等を策定した集落の割合	対象となる本県農業集落（2,000 集落）のうち、農地の流動化に向けた集落の合意形成が図られ、農地中間管理事業などの活用により、集積に向けた方針が定まった集落の割合
--------------------	--

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (行動計画 の目標)	令和 7 年度 (基本計画 の目標)
目標値		15%	20%	25%	30%	60%
実績値	13.0%	14.8%	22.3%	24.8%		
達成率		99%	100%	99%		

30 年度評価

集落単位での「人・農地プラン」等の作成推進や集落営農組織の育成、集落営農組織の広域化等に取り組み、目標をおおむね達成しました。

今後は、農地中間管理事業の 5 年後見直しに対応しながら、農林水産事務所に設置した「農地中間管理事業推進チーム」が核となり、市町や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携して集落等を単位とした地域での話し合いを促進し、実効性の高い「人・農地プラン」の策定を推進していきます。

30 年度の取組状況

1 担い手への農地集積を図る地域の合意形成に向けた支援

- ① 各農林水産事務所において、農地中間管理機構や市町等関係機関と連携して設置した「農地中間管理事業推進チーム」が中心となって、集落ごとの状況把握、事業を重点的に実施する区域の設定、意欲ある集落等での話し合いの促進に取り組みました。
- ② 市町やJAと連携し、担い手への農地集積に係るワークショップを県内3地区で開催し課題や解決策を話し合い、担い手への農地集積の向上に取り組んだ結果、県内の農地集積率は37.9%（対前年2.4ポイント増）になりました。
- ③ 農地中間管理事業のさらなる推進に向け、農業委員および農地利用最適化推進委員を対象に、県内7ブロックで研修会（576名参加）を開催し、農地利用の最適化に向けた統一方針を説明し、委員と農地中間管理機構、農業会議、県等が連携していくことを確認するとともに、県内農業委員会の優良事例を共有し、農地集積に向けた委員の活動意欲の醸成に取り組みました。

2 「人・農地プラン」の作成と集落等を単位とした持続的な営農の仕組みづくり

- ① 意欲ある農業者への農地集積を円滑に進めるため、集落等を単位とした地域での話し合い等を促すことで、担い手への農地集積ルールなどを定める「人・農地プラン」の作成を推進しました。その結果、新たに21プランが作られ、累計で335プラン（対象集落数495）になりました。
- ② 集落等の地域を単位とした持続的な営農の仕組みづくりに向け、集落座談会を開催し、話し合いを進めるとともに、合意形成による集落営農の組織化や法人化に取り組みました。この結果、集落営農組織数は累計325件（対前年5件増）、集落営農組織の法人化数は78件（対前年1件増）になりました。
- ③ 集落営農の組織化や法人化などの相談に対応するために、中小企業診断士等の専門家を派遣するとともに、集落営農組織の発展を促すために広域連携をテーマとした研修会を開催しました。

3 中山間地域等の条件不利農地における持続的な営農体制の構築

- ① 水田営農システムが確立されていない地域において、話し合いの場の設定などにより集落の合意形成を進め、中山間地域における集落営農組織数は166組織（対前年1組織増）となりました。
- ② 集落営農組織が育成されている地域では、法人化や経営の多角化等による経営の発展に向けた働きかけを行いました。

今後の取組方向

- ① 担い手への農地集積・集約化を加速するため、農地中間管理事業の5年後見直しに対応し、人・農地プランの実質化や、農地中間管理事業とJA等が進めてきた農地利用集積円滑化事業との統合同体化、農業委員会における農地利用最適化推進委員等の活動促進に向けた地域の推進体制の強化に取り組むとともに、農地中間管理事業と連携した基盤整備事業の活用を推進します。
- ② 集落営農の推進については、営農組織の設立や運営、さらには法人化に向けた取組を引き続き支援するとともに、人・農地プランの実質化に合わせて、農地中間管理事業や基盤整備事業の活用を契機とした、新たな営農体制の構築を支援します。
- ③ 中山間地域等条件不利地域における持続的な営農の仕組みづくりに向け、国の中山間地農業ルネッサンス事業等の活用により、市町や関係団体等と連携し、集落営農組織の設立を促進するとともに、地域特性を生かした多様な作物の導入など、収益力向上を図る取組を総合的に進めます。

トピックス

先祖から受け継いだ大切な農地を守る

～集落営農組織「グリーンファームあべ」の事例～

津市安濃町安部地区は小規模な兼業農家が大半を占める農地が30ha程度の集落です。農家の高齢化や水稻作の採算性悪化に加え、耕作条件が不利な農地については永続的な耕作が見込めないなど、耕作放棄地の増加が懸念されてきました。

このような状況の中、平成24年度から「先祖から受け継いだ大切な財産を最後まで自分たちで守る」を合言葉に、地域農業の将来について話し合いをスタートし、徐々に集落内の合意形成を進め、市、農協、三重県農業経営相談所の支援やアドバイスを経て、平成30年11月に集落営農組織「グリーンファームあべ」を設立しました。

令和元年度の集落営農組織の経営面積は水稻の6haですが、今後、面積の拡大や、飼料用米、小麦、野菜などの導入により複合経営に移行することで、経営を安定させるとともに、法人化をめざす計画です。県では、引き続き関係機関とも連携しながら、地域農業を守る取組を支援していきます。



営農組織設立総会

【基本事業Ⅱ-3】 多様な農業経営体の確保・育成

基本事業の取組方向

雇用力のある農業経営体を確保・育成するため、TPPへの円滑な対応を図りつつ、法人化や6次産業化等による経営の多角化など、経営発展に向けたチャレンジに取り組む経営体を支援するとともに、企業や農協出資型法人等の農業参入の促進等に取り組みます。

また、次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成を図るため、就農準備から定着に至る切れ目のない新規就農支援や産学官が連携してパッケージで農業ビジネス人材を育成する仕組みの構築に取り組みます。

さらに、農業の内外から幅広い人材を呼び込むため、U・Iターン就農者受入れ環境の整備や大学生等を対象とした就労体験の実施などに取り組みます。

農業分野における障がい者雇用の促進に向け、農福連携に取り組む事業者等で構成される協議会等と連携して、障がい者の農業就労をサポートする人材の育成や農業経営体と福祉事業所とのマッチングなどを進めます。

農村女性の活躍の場を創出し、農業・農村において男女がともに活躍できる環境づくりを進めるため、さまざまな方針決定の場への女性の登用を促進するとともに、女性の就農や起業等に向けた取組や、仕事と育児等の両立などワーク・ライフ・バランスの取組等を促進します。

取組目標

新規就農者数

県内で農業へ就業した45才未満の人の数

目標の進捗状況

	平成27年度 (計画策定時)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (行動計画 の目標)	平成37年度 (基本計画 の目標)
目標値		135人	140人	145人	150人	180人
実績値	135人	138人	145人	169人		
達成率		100%	100%	100%		

30年度評価

新規就農者の確保に向けた大規模経営体における雇用力型訓練の実施や、大都市圏における就農情報の発信、農業次世代人材投資資金の給付等により、目標を達成することができました。

また、雇用力のある法人経営体の育成に向け、専門家派遣等により法人化を進めるとともに、農業ビジネス人材を育成する「みえ農業版MBA養成塾」を開設し、三重大学大学院や農業法人などと連携しながら、実習や講義等の運営を行いました。

引き続き、多様な農業経営体の確保・育成に向け、切れ目のない新規就農支援や企業・福祉事業所等の農業参入促進、女性活躍の推進等に取り組むとともに、法人化や6次産業化等による経営の多角化など、経営発展にチャレンジする人材の育成に取り組みます。

30 年度の取組状況

1 農業経営の核となる人材の育成

- ① 雇用力のある法人経営体の育成に向け、農業者団体や経営の専門家、金融機関、行政等と連携し、「三重県農業経営相談所」を三重県農林水産支援センター内に開設し、専門家の派遣や研修会の開催等に取り組みました。法人化をした経営体は累計518経営体（対前年31経営体増）と着実に増加しています。
- ② 6次産業化の人材育成講座を農業大学校および県内数か所のサテライト会場で実施（参加者159人）するとともに、加工・販売等の実践研修として、6次産業化事業体等においてインターンシップを実施（延べ4人参加）しました。

2 農業保険制度（収入保険および農業共済）の円滑な運営の促進

- ① 近年、豪雨や大雪などの災害が頻発していることから、農業経営のセーフティネットとして農業保険制度の活用を促すため、農業共済組合等と連携し、活用に向けた農業者への周知に努めました。また、平成30年度に発生した台風により被災した農業者に対して、日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金を融通し経営再建を支援しました。
- ② 平成31年（令和元年）から農業経営者の収入全体を対象とした収入保険制度が始まったことから、農業共済組合等と連携して、制度の概要や加入する際に青色申告が必要となることなどの情報を農業者に周知しました。

3 企業や農協出資型法人等の農業分野への参入促進

- ① 企業の農業分野への参入を促進するため、三重県農林水産支援センターに相談窓口を設置し、市町や農業委員会等の関係機関と連携して、企業からの相談にきめ細かく対応するとともに、農地の確保や技術の習得などに向け、情報提供や助言等と支援を行いました。
- ② 三重県農林水産支援センターと連携して、農業参入に興味を持つ企業や農業参入イベントで相談のあった企業19社に対し、参入の際に活用できる支援制度等の情報提供を行いました。また、企業のための農業参入支援セミナーを1回開催（3月）し、21社が参加しました。企業による農業参入実績は累計40件（対前年比3件増）となりました。

4 農福連携の推進

- ① 農福連携の定着とさらなる拡大をめざし、本県が主導して設立した「農福連携全国都道府県ネットワーク」（平成30年7月時点で全都道府県が参加）において、農福連携の有効施策に関する意見交換・現地検討会や国への提言活動を行うとともに、農福連携のPRに向け、首都圏等での企業等とのコラボマルシェ（3回）を開催しました。

- ② 障がい者の農業への参画に向けた関係者の理解を促進するため、一般社団法人三重県障がい者就農協議会と連携しながら、研修会等の開催や農業者組織への働きかけなどに取り組み、農業参入した福祉事業所は 46 件（対前年 1 件増）、障がい者を雇用した農業経営体は 18 件（対前年 1 件増）となりました。
- ③ 農業経営体における障がい者の就労を拡大するため、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会と連携して農業ジョブトレーナー育成研修（初級 1 回・上級 1 回）、施設外就労のコーディネーター研修（1 回）や施設外就労現地実証（1 か所）を実施するとともに、ノウフク商品の販路拡大のためのチャレンジマルシェ（2 回）を開催しました。

5 就農希望者等に対する相談や農業就労体験機会の提供

- ① 県内外で就農を志す人を広く募集するため、三重県農林水産支援センターなどと連携しながら、「三重県農林漁業就業・就職フェア 2019」の開催（参加者 162 名）や県外における新規就農相談会等への出展（東京 4 階、大阪 3 回等、相談者 45 名）などにより、農業の就職情報の提供や就農支援制度の紹介などを行いました。また、三重県農林水産支援センターに就農相合相談窓口を設置し、就農希望者に対してそれぞれの要望に応じたきめ細かな相談・支援（42 件）に取り組みました。これらの取組により、平成 30 年度の新規就農者数（45 歳未満）は 169 人となりました。
- ② 学生を対象に農業の潜在的な可能性や職務内容を知る機会を提供するため、農業経営体（7 経営体）において、県内の学生 10 人を対象とした短期間の農業就労体験（農業インターンシップ）を実施しました。参加した学生からは、「農業にかかわる仕事に就くための大きな原動力となった」、「収穫した野菜を、消費者に買ってもらえる喜びや農業の大変さ、楽しさを感じることができた」などの声が聞かれました。

6 就農準備から定着に至る切れ目のない支援

- ① 就農希望者が円滑に就農できるよう、青年等就農計画の策定を支援するとともに、就農時の施設・機械の新規購入等に活用できる無利子の融資制度「青年等就農資金」等の借受けを支援しました。平成 30 年度の新規就農計画の認定実績は 29 件、青年等就農資金等の借受実績は 20 件となりました。
- ② 農業大学校での農業教育に取り組むため、オープンキャンパス（1 回）や高校訪問（74 校）など積極的な募集活動により入校生を確保（平成 31 年度入校生 35 名）するとともに、GAP 認証取得（トマト・キュウリ）による現場実践や GAP 学習のカリキュラム化など教育内容の充実を図りました。
- ③ 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2 年以内）および経営が不安定な就農直後（5 年以内）の所得を確保する農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）を 139 人（準備型 8 人、経営開始型 131 人）に交付しました。このうち、平成 30 年度に研修を終了した 5 人全員が新たに就農（自立就農 3 人、雇用就農 2 人）しました。

- ④ 新規就農者の育成に意欲的な農業者をサポートリーダーとして登録する「みえの就農サポートリーダー制度」により、市町と連携して、地域における新規就農者の受入体制の構築を進めています。みえの就農サポートリーダーの登録農業者数は131人となり、このうち平成30年度は5市町において10人のサポートリーダーが、新規就農希望者等14人に対して、就農サポート活動を実施しました。
- ⑤ 就農計画等の経営目標達成に向け、就農5年目までの重点支援新規就農者に対して、日常的な技術指導や定期的な面談等を行い、対象者の44.4%（52経営体/117経営体）が経営目標を達成しました。
- ⑥ 若者が魅力を感じる働きやすい農業の実現に向けて、スマート農業の推進に取り組み、農業者や農業関係団体の機運醸成を図るためのフォーラム等（2回）を開催しました。また、伊賀米および伊勢茶をモデルにICT等を活用して栽培技術や気象、生育データを収集、分析し、熟練生産技術の「見える化」に取り組みました。

7 次世代農業の主軸となる若き農業ビジネス人材の育成

- ① 農業ビジネス人材を発掘・育成することを目的として、平成30年4月に農業大学校に2年制コース「みえ農業版MBA養成塾」（1年次「プライマリーコース」、2年次「アドバンスコース」）を開設しました。平成30年度に第1期生2名が入塾し、施設トマトの生産や白ネギなどの生産を行う先進的な農業法人で実習等を行いながら、経営学やフードマネジメントなどの講義を受講し、プライマリーコースを修了しました。
- ② 産学官連携による「三重の農業若き匠プロジェクト実行会議」（2回開催）の意見をふまえ、運営体制の整備やカリキュラムの作成等を進めるとともに、平成31年度からの2期生の確保に向けて、首都圏での募集イベントの開催（参加者10人）やマッチングサイト・SNSを活用した広報活動（掲載サイト6件）などにより、県内外での養成塾のPRや塾生募集に取り組みました。
- ③ 3農業法人において、専門家によるヒアリングを進め、法人が求める人材像や育成スケジュール、育成目標を具現化した雇用型インターンシッププログラムを5件策定しました。
- ④ 新規就農後の定着を支援するため、農業大学校において、有機栽培や水稻栽培の基本技術をテーマとした新規就農者フォローアップ短期研修を実施しました。（2講座、参加者延べ43人）

8 女性活躍の推進

- ① 女性の農業従事者や女性起業家の能力開発に向け、農村女性アドバイザー研修会（2回）をはじめ、経営管理能力や農産加工技術の向上に資する研修会（31回）等の開催を開催しました。こうした取り組みにより、農村女性アドバイザーは117人（新規で6人認定）となりました。

- ② 農業分野における方針決定の場への女性登用促進に向け、改選を予定している5市町農業委員会を直接訪問し、女性任用を推進した結果、女性任用実績は1人増加し44人（10.2%）となりました。

今後の取組方向

- ① 雇用力のある法人の農業経営体を育成するため、三重県農林水産支援センターに開設した「三重県農業経営相談所」において、経営の高度化を図る研修会を開催するとともに、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等専門家の派遣等を通して経営上の課題解決を支援します。
- ② 農業経営の安定やさらなる発展に向けて、農業保険（農業共済および収入保険）の加入促進、農業における女性活躍の推進などに取り組みます。
- ③ 農福連携では、福祉事業所による農作業請負（施設外就労）の取組拡大を図るため、地域の障がい者支援組織や農協等が連携しながら、福祉事業所と農業経営体等をマッチングする仕組みづくりに取り組むとともに、福祉事業所の農業経営の発展に向け、新商品の開発や販路拡大などを支援します。また、「農福連携全国都道府県ネットワーク」と連携し、農福連携効果の調査、効果的な施策についての意見交換会の実施やノウフク商品の発信などに取り組みます。
- ④ 新規就農者の確保に向け、各種就業フェアや移住・就農相談会への出展、農業法人等とのマッチングや大学生等のインターンシップの実施などを通じて、農業法人への就農等を支援します。また、就農時における初期投資の負担軽減に向けて、廃業等により利用されない施設等をそのまま利用する「居ぬき」の物件をあっせんする体制づくりに新たにに取り組むとともに、新規就農者の定着促進のためのフォローアップ研修等を実施します。
- ⑤ スマート農業の取組促進に向けて、引き続き研修会の開催等を通じて農業者や農業関係団体等の機運醸成を図るとともに、伊賀米および伊勢茶についてICT等を活用した熟練生産技術の「見える化（マニュアル化）」や情報提供の仕組みづくりを進めます。また、県南部の柑橘産地におけるスマート農業の導入に向け、自動化技術（施肥、摘果、収穫）の検討と技術導入のためのモデル園地整備を行い、効果検証に取り組みます。
- ⑥ 若き農業ビジネス人材を育成するため、「みえ農業版MBA養成塾」のカリキュラムをさらに充実させるとともに、PRや塾生の募集活動を通じて3期生の確保に取り組みます。
- ⑦ 卒塾予定の塾生に対して、卒塾後にめざす農業ビジネスプランの作成やそのプランの実現に向けた支援などに取り組みます。

トピックス1

みえ農業版MBA養成塾による若きビジネス人材の育成

次世代農業の軸となり、農業をビジネスとして展開できる経営人材を育成するため、平成30年4月に農業大学校に「みえ農業版MBA養成塾」を開講しました。

平成30年度には、1期生2名が入塾し、県内の先進的な農業法人等でインターンシップとして働きながら、経営学やフードマネジメントなどを講義や演習等により学びました。

人材を広く募集するため、11月に首都圏でみえ農業版MBA養成塾のPRイベントを開催し、県内の農業法人等の経営者4名からそれぞれの経営ビジョンや人材育成についての講演、参加者を交えた意見交換を行いました。また、平成31年1月には県内で公開講座を開催し、宮城県でイチゴの生産に取り組む「株式会社GRA」の岩佐氏の講演や「経営者に求められる人材像」をテーマとしたパネルディスカッションを行いました。

今後も、若き農業ビジネス人材の育成に向け、カリキュラムをさらに充実させるとともに、より多くの人材の確保に向けた取組を進めていきます。



首都圏での養成塾PRイベント



特別公開講座

トピックス2

ノウフク・マルシェで農福連携の取組をPR

県では、消費者のみなさんに農福連携の取組を広く知っていただくため、また、農業分野における、障がい者の皆さんの就労機会の拡大、賃金の向上ややりがいにつながるため、平成27年から毎年、農福連携の取組によって生産される農産物や農産加工品を販売する、「ノウフク・マルシェ」を開催しています。

今後、さらに障がい者の賃金を向上に向け、ノウフク商品のさらなる商品力強化と販路の拡大が必要なため、平成30年度は、ノウフク商品のブラッシュアップを進めるとともに、これまで開催していたイベント会場等でのマルシェに加え、新たにスーパー、百貨店等3店舗でもマルシェを開催しました。

県では、今後も量販店等でのマルシェ開催や商品開発の支援を行い、ノウフク商品の販路拡大などを進めていきます。



県施設内でのマルシェ



スーパー内での
ノウフクマルシェ

【基本事業Ⅱ-4】 農業生産基盤の整備・保全

基本事業の取組方向

農業生産力の強化に向けて、農業生産の低コスト化や高度化に対応できる農業用水路のパイプライン化、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備、農業用施設の適切な維持・更新等を「三重県農業農村整備計画」に基づき進めるとともに、災害からの早期復旧・復興に備えるため、土地改良区や農業団体などのBCP作成を支援します。

また、耕作放棄地の発生抑制や再生、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用を通じ優良な農地の確保を図るとともに、改正された農地法に基づく、農地転用許可権限の市町への移譲を進めます。

取組目標

基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	農地集積の目標を掲げて基盤整備を実施した地区および地元合意が形成され基盤整備に着手する予定の地区の農地面積のうち、担い手への集積が図られた農地面積の割合
-----------------------	--

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (行動計画 の目標)	令和 7 年度 (基本計画 の目標)
目標値		38.1%	41.1%	44.1%	47.1%	70.0%
実績値	35.1%	39.0%	41.1%	44.1%		
達成率		100%	100%	100%		

30 年度評価

営農労力および維持管理労力の軽減に向け、農業用水路のパイプライン化やほ場の大区画化等を計画的に進めるとともに、地元説明会等により農地集積に向けた合意形成を進めた結果、基盤整備を契機とした担い手への農地集積面積の割合は 44.1% (実面積 1,977.7ha) となり、目標を達成しました。

今後も農業農村整備を着実に進めていくため、「三重県農業農村整備計画」に基づいて、総合的かつ計画的に農業基盤の整備等を進めるとともに、優良な農地の確保に向けて、農地転用許可制度の適切な運用や耕作放棄地の発生抑制を図ります。

30年度の取組状況

1 「三重県農業農村整備計画」に基づく総合的かつ計画的な基盤整備の推進

平成28年3月に策定した「三重県農業農村整備計画」に基づき、計画的に農業農村整備を進めた結果、4つの主要取組ごとに定めた基本目標を全て達成しました。

2 営農の高度化、効率化を図る農業用水路のパイプライン化等の推進

- ① 効率的な営農の実現に向け、かんがい排水施設の整備（17地区）や既存の老朽化施設の補強・補修（11地区）に取り組み、水資源の有効利用、生産性の向上や維持管理費の節減を図りました。また、上記のうち17地区については、新たに農業用水路のパイプラインの整備に取り組み、水管理の省力化、水資源の有効利用を図りました。
- ② 効率的で持続可能な営農活動が展開されるよう、ほ場の大区画化（4地区）に取り組み、農業生産性の向上を図りました。

3 農業基盤の整備を契機とした担い手への農地集積の推進

ほ場の大区画化や農業用水路のパイプライン化にあたり、地元説明会やアンケート調査の実施を通じて、農地集積に向けた地域の合意形成を進めました。基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率は、44.1%（対前年度3.0%増）となりました。

4 農業用施設における大規模災害に備えたBCP策定の推進

「三重県農業版BCP」を普及するため、演習型図上訓練の実施（県内4地区）などにより関係者の防災意識の向上を図り、3つの土地改良区においてBCPが新たに策定されました。

5 農業振興地域制度等の適正な運用による、優良農地の確保

- ① 優良農地の確保を図るため、市町農業振興地域整備計画の計画変更に係る協議の際に、市町に対して農業振興の観点から必要な助言を行いました。計画変更協議の実績は18市町で延べ43回でした。また、農地法の規定に基づき、農地転用に係る許可事務を適正に行い、農地転用許可件数は418件となりました。
- ② 農地法が平成28年4月1日に改正され、農地転用許可権限を大臣の指定する市町村長に移譲する指定市町村制度が創設されました。この指定市町村制度は知事が座長となった地方6団体によるプロジェクトチーム（農地PT）が国に対して要請活動を行い導入された制度です。県内市町への情報提供等により指定申請を働きかけ、19市町（平成31年4月1日現在）が指定市町村の指定を受けました。

6 荒廃農地の発生抑制や耕作放棄地の再生を図る取組の推進

三重県農業再生協議会の地域ブロック会議において、国の交付金の活用による耕作放棄地の再生に向けた対策の周知を図りました。国の交付金を活用し、6.11haの耕作放棄地が再生され、大麦若葉（鈴鹿市）やマコモ（菰野町）などの栽培や、イチゴハウスの整備（大紀町）など、荒廃農地を再生する取組が進められました。

今後の取組方向

- ① 営農の高度化、効率化を図るための農業用水路のパイプライン化やほ場の大区画化などの農業生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、土地改良制度の見直しにより創設された農地中間管理機構と連携した基盤整備事業の活用に取り組むなど、さらなる農地の集積を進めていきます。
- ② 「三重県農業版BCP」の普及啓発を実施し、農業関係施設におけるBCPの策定を支援します。
- ③ 優良な農地の確保に向けて、農地転用許可制度等の適切な運営を図るとともに、耕作放棄地の発生抑制等を図ります。

トピックス1

ほ場の大区画化等の推進による担い手への農地集積

～多気郡多気町仁田地区の事例～

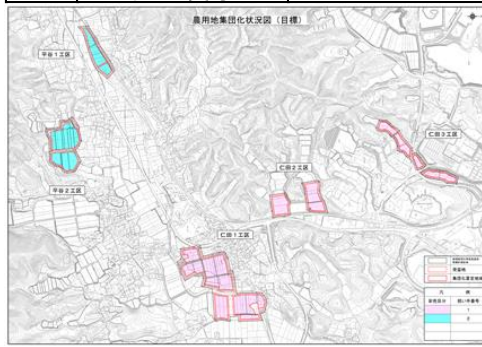
現状（担い手への集積率 70.9%）

	営農形態	耕作面積(ha)
	担い手A	8.0
	担い手B	0.3
	個人農家(17名)	3.4



事業実施後の想定（担い手への集積率 100%）

	営農形態	耕作面積(ha)
	担い手A	7.7
	担い手B	3.4
	個人農家	-



農地中間管理機構が借り入れている農地について、県が、農業者の費用負担を求めずに基盤整備を実施できる「農地中間管理機構関連農地整備事業」が平成 30 年度に創設されました。

多気町仁田地区では、県内で初めて当該事業を活用し、担い手へのさらなる農地集積・集約化に向けて、農地の大区画化やパイプライン化を進めることとしています。併せて、冬期にはハクサイの栽培を行うなど、高収益作物の導入により収益性の向上を進めていきます。

トピックス2

安定的な用水供給にむけた農業水利施設の長寿命化

～神田 2 期地区の事例～



これまでの農業水利施設の老朽化対策は、劣化の進行に伴う施設性能の著しい低下や営農形態の変化等に伴う施設改良の必要性が生じた時点で、全面的な更新整備を行うことが一般的でした。しかし、近年老朽化が進む施設の増加に対応し、整備コストの一層の節減が求められていることから、適時に適切な補修・補強・更新の対策を実施することで耐用年数を延伸させる長寿命化の取組が取り入れられています。

一級河川員弁川から取水する神田地区における農業水利施設（用水路、揚水ポンプ等）は建設当時から 28～65 年経過しており、近年、老朽化が著しく、漏水等により用水の安定供給が困難となり、施設の管理に多大な労力と費用が必要となってきたことから、施設の機能診断を実施し、機能保全計画に基づく補修・補強等の機能保全対策により長寿命化を図っています。

【基本事業Ⅱ-5】 農畜産技術の研究開発と移転

基本事業の取組方向

多様化する県民の皆さんのニーズに対応するため、機能性農産物に係る生産技術、ICT（情報通信技術）やロボット技術を活用した高品質安定生産技術の確立、省力かつ安定生産が可能な新品種の開発等を行うとともに、農業者や食品産業事業者等への移転を通じて、県民の皆さんの豊かさにつながる新たな商品やサービスの提供を促進します。

取組目標

農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数（累計）

農業研究所および畜産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された農業者等の商品やサービス等の件数（累計）

①開発技術、②県が開発した特許・品種等

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (行動計画 の目標)	平成 37 年度 (基本計画 の目標)
目標値		125 件	150 件	175 件	200 件	350 件
実績値	100 件	125 件	150 件	175 件		
達成率		100%	100%	100%		

30 年度評価

農業研究所では、伊賀米、伊勢茶でのドローン等を活用したスマート化技術の研究や、民間企業と連携して中食・外食向けの水稻品種「みのりの郷」、「みのりの穂」の育成等に取り組みました。畜産研究所では、優れた黒毛和牛子牛の生産のための受精卵供給、飼料用稲品種「たちすずか」の乳牛への給与技術の開発等に取り組みました。こうした取組を通じ開発した生産技術の移転等により、平成 30 年度に 25 件の新たな商品やサービスが生まれました。

引き続き、種子繁殖型イチゴ等の県独自品種の育成や ICT 等を活用した獣害対策技術の開発、高品質な牛肉生産技術の確立、地域未利用資源の飼料化等の研究など農業者や食品産業事業者等との連携を強化して、実需者ニーズや生産現場の課題に的確に対応した計画的な研究を行います。

30 年度の取組状況

1 機能性成分に着目した農産物等生産技術の開発

- ① 県育成の極早生温州みかん「みえ紀南1号」をマルドリ方式栽培（マルチ・ドリッ
プ栽培）することにより、露地栽培に比べ骨密度の低下予防が期待できるβ-クリブ
トキサンチンの含有量が増加することを確認しました。
- ② 機能性の高いゴマ新品種「にしきまる」について、民間企業と連携し、収穫作業の
省力化を図るため、民間企業と連携し、成熟前に蒞の状態コンバインを用いて収穫
する機械化体系を確立しました。また、ゴマ栽培に取り組む県内外の経営体に対して
調査を行い、経営評価を行うための労働時間や生産費等のデータを収集しました。
- ③ 骨を強化する成分であるビタミンKを多く含むモロヘイヤについて、遮光と窒素施
肥管理を組み合わせることで、ビタミンKの含有量をより高められることを確認しま
した。

2 農業生産の持続性・効率性・安定性を高めるための技術開発

- ① 伊賀地域で高品質米を生産する農家の栽培記録データ、生育環境等を分析し、その
栽培管理技術を見える化しました。また、イネを栽培中の水田をドローンにより撮影
して取得した数値（植生指数：NDVI値）とイネの生育量との相関関係について検
討しました。さらに、水稻の生育状況に基づいた的確な対策に資するため、メッシュ気
象データを活用した高精度な水稻生育予測システムを開発しました。（再掲）
- ② 二番茶の成分品質の向上に向け、全窒素含有量を高める刈取り適期等を明らかにす
るとともに、適期作業の予測を可能とするメッシュ気象データを活用した茶生育予測
システムの開発に取り組みました。また、広域圃場の生育診断へのドローンの活用に
向け、植生指数と茶の品種や茶樹の生育量との関係を調査しました。（再掲）
- ③ 園芸施設における環境制御の低コスト化を実現するため、植物工場三重拠点のトマ
ト栽培区画において、民間企業と共同で、各種の環境測定データを収集し、観測装置
の設置点数を最小化するための分析を行いました。
- ④ 小麦の単収向上に向け、排水性と土壌物理性の悪化による排水不良ほ場をチゼル深
耕体系によって改善する技術を開発し、収量を2割程度増加できることを実証しまし
た。
- ⑤ かぶせ茶としての適応性が高い茶品種「きらり31」の早期の普及・産地化に向けて、
短期間に増殖できるセル苗の生産及び栽培管理法を確立しました。
- ⑥ 通信機能でつながった人工知能（AI）による病害虫の診断精度を向上させるため、
ナスの病害虫10種類の病徴や食害痕等9,600枚の電子画像を学習データとして収集
しました。
- ⑦ カキ品種「前川次郎」を年末商材として有利販売できるように、予冷処理とポリ個
装を組み合わせた長期保存技術を開発しました。

- ⑧ シカによる農業被害軽減を図るため、産学官共同により、高齢者が少人数で設置可能な簡易大型檻を試作し、捕獲実証を行いました。
- ⑨ 亜熱帯果樹であるパッションフルーツの早期多収を実現するため、鉢吊り下げ方式の栽培法を開発し、従来の栽培方法に比べ約3倍の収量が得られることを実証しました。

3 消費者ニーズ等に対応した新品種の開発

- ① 外食・中食を中心とした業務用米への需要に対応するため、民間企業との共同研究で多収性に優れる水稻品種「みのりの郷」と、粒が大きく極良食味の「みのりの穂」を開発し、平成30年10月に品種登録出願を行いました。
- ② 県育成イチゴ品種「かおり野」の後継品種となりうる高品質・高価格対応の新品種開発を進めるため、種苗メーカーと相互に特徴ある育種母本を交換して交配し、有望な系統の選抜を進めました。
- ③ 日本で初めて実用化した種子繁殖型イチゴ品種「よつぼし」の国外への種苗不正流出を防止するため、パートナー企業2社と連携して、海外12ヶ国での品種登録出願を行いました。

4 農業経営体等への支援方策の策定に資する調査研究

- ① 農業経営体や農福連携に取り組む福祉事業所等におけるGAP（農業生産工程管理）認証取得を推進するため、経営改善事例集の作成に向け、県内の国際水準GAPの認証を取得した農場にアンケート調査を行いました。
- ② 農業経営体の6次産業化や産直施設の効率化、高機能化への取組を支援するため、県内の産直施設において問題となっている物流の現状を把握し課題を整理しました。
- ③ 農業経営体と福祉事業所とのマッチングを推進するため、農福連携を行う事業者に対し、社会的な効果や課題を明らかにするための調査を行いました。

5 ブランド牛の品質向上につながる飼養技術の開発

- ① 松阪牛、伊賀牛などブランド牛の飼育方法を改良し肉質や肉量を向上させるため、粗飼料、濃厚飼料の給与方法や発酵粗飼料、飼料添加資材が健康状態や肥育成績に与える影響を調査し、技術の普及に向けて農家研修会で結果を発表しました。
- ② ブランド牛に求められる細かい脂肪交雑を表す指数を過去の出荷データから解析を行い、そのデータを基にし、細かい脂肪交雑を有する牛肉生産のための肉牛生産管理技術飼養試験に着手しました。

6 受精卵移植技術の向上および未利用資源を活用した飼養技術の確立

- ① 受精卵移植技術を用いた和牛子牛生産体制の確立に向け、受精卵の販売を開始しました。また、ウシ卵子を凍結保存、解凍利用技術を用いることで効率的に受精卵を作製できる技術の開発を進めました。

- ② 養豚農家の収益性向上に向け、玄米状態で長期保管した飼料用米の給与試験や地域資源である酒造時に排出される酒粕の飼養試験に取り組み、実用化に向けたデータを蓄積しました。

7 飼料自給率の向上を図る耕畜連携技術の開発

- ① 飼料用稲について、国等の研究資金を活用し、新たに開発された有望品種「たちすずか」の飼料価値や乳牛における給与技術の開発に取り組みました。乳牛に「たちすずか」を給与することで、他の飼料用稲品種に比べて乳牛への栄養価が高まることが確認できました。
- ② 飼料用米の保管コストを低減するため、メーカーとの共同研究により屋外で長期保管できる容器の改良等を進めるとともに、養鶏農家において長期保存玄米の採卵鶏への給与試験に取り組みました。

今後の取組方向

- ① 農業者や食品産業事業者等との連携を強化し、生産現場の課題に応じて計画的に研究を行うとともに、開発した商品や技術の農業者等への技術移転を進めます。
- ② もうかる農業の実現に向けて、消費者ニーズに対応した農産物の栽培加工技術や新品種の開発、植物工場の実証等に取り組みます。
- ③ 農業分野における新たな国内市場の開拓に向け、消費者の健康志向ニーズを捉えた食品・農産品の需要への対応を図るため、茶、ゴマ、薬草等について、引き続き栽培加工技術の確立や機能性成分の調査を進めます。
- ④ スマート農業の取組促進に向けて、伊賀米および伊勢茶についてICT等を活用した熟練生産技術の「見える化（マニュアル化）」や情報提供の仕組みづくりを進めます。（再掲）
- ⑤ 県産畜産物の競争力強化を図るため、持続可能な肉用牛生産技術の開発や肥育素牛確保に資する新技術、新たに開発された飼料用稲の乳牛への給与技術の開発、快適性に配慮した豚飼養管理技術、地域未利用資源を飼料として利用した特色のある豚肉・鶏肉の生産に取り組みます。

トピックス1

中食・外食向けの品種「みのりの郷」が誕生！

消費者のライフスタイルの変化によって、「コシヒカリ」などの家庭用米の需要が減少する中、中食や外食向けの業務用米の需要は急速に拡大しています。そのため、民間企業との共同研究により、良質良食味で多収の水稻新品種「みのりの郷」を育成しました。

「みのりの郷」は、県の主力品種であるコシヒカリより収穫期が遅い県育成の多収性品種「みえのゆめ」を改良した品種で、良食味で収量が多く、倒伏しにくいのが特徴です。さらに、粒ぞろいが良いことが高く評価されており、平成30年3月から県内の外食チェーン店において期間限定で提供されました。令和元年度は県内で80haの作付を目標に、今後業務用米としての普及を進めていきます。



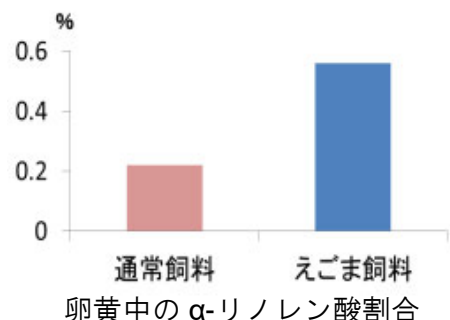
トピックス2

えごま搾油粕を活用したブランド鶏卵の開発

県内では各地域で特色のある農産物づくりの取組が広がっており、奥伊勢地域大台町でも地域で栽培したえごまからえごま油を生産する取り組みが行われています。

えごま油は必須脂肪酸の α -リノレン酸を多く含み、近年機能性食品として注目されていますが、その搾油工程で得られる食用にはならないえごま搾油粕にも、たんぱく質、脂質が豊富に含まれています。えごま搾油粕に着目し、鶏用飼料に混合して給与したところ、飼料としての使用に問題はなく、生産された鶏卵の卵黄中に α -リノレン酸が多く含まれることがわかり、地域の採卵鶏農家により、えごま搾油粕を飼料に混合したブランド鶏卵として販売する取組が進められています。

県では、引き続き県内未利用資源の掘り起こしと畜産飼料としての利活用を進めていきます。



基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

めざす方向

農村で新しい価値を創出するとともに、若者の雇用創出を通じた定住につなげていくため、豊かな自然や美しい景観、食文化など地域の魅力を生かした地域活動の発展を支援します。

また、安心して暮らすことができる農村づくりに向け、農業用ため池や排水機場等の老朽化・耐震対策などによる地域防災力の強化や生活環境の整備を進めるとともに、多面的機能の維持・発揮のための取組を支援します。

さらに、獣害につよい農村づくりに向け、「体制づくり」、「被害防止」、「生息数管理」、「獣肉等の利活用」に総合的に取り組めます。

基本目標指標

農山漁村の交流人口

農山漁村において、農山漁村の暮らし、食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる施設(観光客実態調査対象施設を除く)の利用者数

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (行動計画 の目標)	令和 7 年度 (基本計画 の目標)
目標値		1,403 千人 (27 年度)	1,430 千人 (28 年度)	1,457 千人 (29 年度)	1,484 千人 (30 年度)	1,646 千人 (36 年度)
実績値	1,376 千人 (26 年度)	1,412 千人 (27 年度)	1,440 千人 (28 年度)	1,476 千人 (29 年度)		

30 年度評価

農山漁村起業家養成講座の開催やアウトドア用品メーカーとの連携による都市部での情報発信などに取り組み、目標を達成しました。

5つの取組目標についても、農山漁村観光モデルの創出や多面的機能を支える共同活動の取組拡大、農業用ため池等の防災対策、中山間地域農業の振興を起点とする雇用創出の促進、獣害対策の指導者育成などに取り組み、達成しました。

今後も、交流人口の拡大に向け、本県の豊かな自然を生かした交流や地域資源を活用した付加価値向上の取組や、農山漁村での周遊・滞在に結び付けていく体制づくりを促進するとともに、「田園回帰」の動きなども踏まえ、若者等の移住、さらには定住につなげていきます。

- 【基本事業 1】 地域の特性を生かした農村の活性化
- 【基本事業 2】 多面的機能の維持・発揮
- 【基本事業 3】 災害に強い安全・安心な農村づくり
- 【基本事業 4】 中山間地域農業の振興
- 【基本事業 5】 獣害につよい農村づくり

【基本事業Ⅲ-1】 地域の特性を生かした農村の活性化

基本事業の取組方向

人や産業の活動が活発な農村の実現に向け、本県の豊かな自然を生かした交流や若者の移住につながる取組、農家レストランや農家民宿、加工・直売など地域資源を活用した付加価値向上の取組を促進するとともに、農村での子ども・学生グループによるふるさと体験や企業との交流活動を促進します。

また、都市部に住む若者を中心とした田園回帰志向などをふまえ、農業への就労を通じ農村への移住を促進するため、農村の暮らしや農業を実体験できる農業就労体験プログラムを実施するとともに、体験者の受入体制づくりを進めます。

取組目標

農山漁村地域資源活用取組ネットワーク参加件数（累計）	農山漁村における、地域の農林水産物をはじめ、自然、文化、人材等の豊かな地域資源を生かした活動の取組数（累計）
----------------------------	--

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (行動計画 の目標)	令和 7 年度 (基本計画 の目標)
目標値		185 件	200 件	215 件	230 件	320 件
実績値	170 件	187 件	201 件	215 件		
達成率		100%	100%	100%		

30 年度評価

農村の資源と都市のニーズを結んで新しいビジネスを作り出すコーディネーターの養成や豊かな自然を体験という形で生かした交流の促進、専門家派遣による新商品・新サービス開発の支援などに取り組み、目標を達成しました。

農山漁村の交流人口を拡大させるため、引き続き、本県の豊かな自然を生かした交流や地域資源を活用した付加価値向上の取組を促進するとともに、地域の多様な主体の連携を強化することにより、農山漁村での周遊・滞在に結び付けていく体制づくりに取り組みます。さらには、「田園回帰」の動きなどを踏まえ、若者等の農村への移住、さらには定住につなげていきます。

30年度の取組状況

1 農村の豊かな資源を活用した「地域資源活用型ビジネス」の取組の拡大

- ① 農村の有する豊かな資源を活用した農村起業を促進するため、農山漁村起業家養成講座を開催し、農村の資源と都市のニーズを結んで新しいビジネスを作り出す人材の育成に取り組みました。平成30年度の講座修了者は12人で、これまでの同様の講座の修了生を含めると100人となりました。当講座がきっかけとなり、自身の海外での生活を活かした農山漁村でインバウンドを受け入れるための農林漁業体験民宿の開業など、新たな発想による農村活性化の取組が生まれています。
- ② 地域資源活用型ビジネスの取組を進めるため、専門家派遣（10回）により、地域の食材を活用したお弁当の原価計算の検討手法や農泊を推進するための農林漁業体験民宿の開業支援等を支援しました。地域資源活用型ビジネスの取組数は215件（対前年14件増）、取組団体の交流人口は対前年2.5%増となり、地域の活性化につながる成果がみられました。
- ③ 都市と農村の交流を促進するため、農村の魅力や農村で楽しめる旅の情報を集めた広報誌「三重の里いなか旅のススメ2018」を発行して情報発信を行うとともに、旬の情報をホームページやメールマガジンにより発信しました。
- ④ 農村を繰り返し訪れるファンを増やすため、県内外のイベントや首都圏で三重の農村の魅力をPRするとともに、「三重の里ファン倶楽部」の会員を募集しました。三重の里ファン倶楽部会員数は8,445人（対前年408人増）となりました。
- ⑤ 地域全体でインバウンドの受入をめざそうとする協議会組織に対し、専門家派遣の実施により、地域をコーディネートしながら農村観光をプロデュースできる人材の育成を支援しました。また、インバウンド誘致に向けた農泊推進セミナーの開催などを通じ、地域全体の意識向上を図りました。

2 海・山・川などの豊かな自然を生かした交流の拡大

- ① 活動団体や農林水産事業者、アウトドアスポーツ関連の企業、大学や市町等で構成する「三重まるごと自然体験ネットワーク」（会員数174団体）の会員同士の連携強化や情報共有を図るため、交流会（1回）やテーマ別研修会（2回）を開催しました。
- ② 自然体験活動を展開する人材を育成するため、12人の活動実践者に対し、安全管理技術研修会等への参加を支援しました。
- ③ 自然体験プログラムの魅力向上を図るため、インバウンド向けのカヤックツアーなど新たな自然体験プログラム作りに取り組む団体（4件）に対して支援を行いました。企業、市町、活動団体等と連携し、自然の循環を体感する環境スポーツイベント「SEA TO SUMMIT」（参加者191人）を県内で開催しました。
- ④ アウトドア用品メーカーと締結した包括協定に基づき、当該メーカーのイベント（横浜1回、大阪1回）への出展や名古屋の店舗での情報発信（1回）を行うとともに、観光イベントへの出展などにより、三重の自然や自然体験の魅力を発信しました。
- ⑤ ネットワーク会員が一堂に会して三重の自然体験プログラムを紹介する「三重まる

ごと自然体験in四日市ドーム」（参加者5,600人）を開催しました。

- ⑥ 熊野古道や熊野灘など三重の自然の魅力を広く発信するため、自然を体感しながら旅をする「ジャパンエコトラック」の登録に取り組み、伊勢熊野エリアがジャパンエコトラックの公式エリアに登録されました。

3 企業や学校等と連携した農村生活体験活動の促進

- ① 子どもや学生による農山漁村地域でのふるさと体験活動を促進するため、子ども・学生のグループの受入をめざす2地域に対し、体制の整備を支援しました。
- ② 体験活動の実践者に対し、体験プログラムの安全管理をはじめとした安全管理対策に関する研修会（5協議会を含む28人が参加）を開催するとともに、子ども・学生のグループを地域で受け入れるためのインストラクターのレベルアップを目標とした講座を開催し、9人がカリキュラムを修了しました。
- ③ ふるさと体験活動の受け皿となる農林漁業体験民宿の開業を促進するため、松阪市において「農林漁業体験民宿開業セミナー」（参加者44人）を開催した結果、農家民宿の開業件数はのべ65件（対前年9件増）となりました。
- ④ 企業と農山漁村の双方にメリットがある交流・協働活動の創出をめざし、リーフレット配布やワークショップの開催、事例報告などにより、情報発信を行うとともに、農山漁村との連携に関心のある企業等に対して、研修会を3回（参加者延べ104人）、現地ワークショップを5地域（企業参加者延べ10人）で開催しました。これらの取組を通じ、新たに多気町、四日市市で活動がスタートし、農山漁村と企業の協働活動件数は14地区となりました。

4 農業への就労を通じた農村への移住促進

- ① 農山漁村体験ツアーなどの情報発信として、合同移住セミナー（名古屋）での体験ツアーの案内、JOIN移住・交流&地域おこしフェア（東京）やいいね！地方の暮らしフェア（東京）での農山漁村地域の魅力発信を行い、ツアーへの誘導や農山漁村地域の暮らしを発信しました。
- ② 「自然体験をとおした農山漁村への移住のススメ研修会」を開催し、主に移住や農林漁業の担当職員を対象として、各地の事例を学び、ワークショップにおいて意見交換することで、各地での受入体制づくりをすすめました。

今後の取組方向

- ① 農家レストランや農林漁業体験民宿など地域資源を活用したビジネスの取組拡大と集客力向上に向け、起業者養成講座等による人材育成や継続的な情報発信に取り組むとともに、さまざまな主体との連携を図り、農泊など新たな集客・交流をプロデュースする組織・人材を育成します。
- ② 三重を自然体験の聖地としていくため、「三重まるごと自然体験ネットワーク」の連携をさらに強化し、自然を生かしたプログラムを提供できる人材の育成、周遊ルートの体制整備、魅力的なイベントの開催、企業と連携した自然体験の魅力発信などに取り組めます。
- ③ 農業へのU・Iターンによる就業を促進するため、農業就業体験の充実を図ります。また、農林漁業体験等の提供団体を広報するパンフレットを作成し、「ええとこやんか三重 移住相談センター」を通じた情報提供や、一年中いつでも三重の農村を体験できるように情報発信することで、農村地域への移住を進めます。
- ④ 過疎高齢化や農林漁業の低迷などの課題がある一方で、豊かな地域資源を持つ農山漁村と、社会貢献や社員の福利厚生、新規ビジネス展開を検討する企業とが、お互いに結びつくことで双方がメリットを受けつつ、多様な主体が農山漁村を支える新しい関係づくりをめざします。

トピックス1

三重の豊かな自然を生かした取組を進めています！

～三重まるごと自然体験～



熊野古道のトレッキング



熊野灘でのカヤック

県では、豊かな自然を“体験”というアクティブな方法で活用し、三重を国内外から多くの人が集まる「自然体験の聖地」にしていくため、「三重まるごと自然体験」に取り組んでいます。

この取組の一環として、自然を体感しながら地域を周遊する「ジャパンエコトラック」の登録を推進した結果、平成30年9月に伊勢熊野エリアが「ジャパンエコトラック」の公式エリアに登録されました。この登録により、熊野古道のトレッキングや熊野灘でのカヤックといった県南部の自然体験の魅力が公式ルートマップなどを通じて全国に発信されるようになりました。

今後も、こうした取組を進め、自然体験を通じた県内への誘客につなげていきます。

トピックス2

農山漁村滞在型旅行“農泊”に取り組んでいます！

～関係者が一丸となった裾野の広い受け入れ体制の整備に向けて～

県では、農山漁村地域ならではの伝統的な生活体験と地域の人々との交流を楽しみつつ、農家や古民家等での宿泊によって、旅行者にその土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行である“農泊”を推進しています。

地域で農泊を進めるためには、関係者が一丸となった裾野の広い受け入れ体制の整備に取り組むことが重要であることから、市町（農林漁業、観光、地域づくり関係部署）や観光協会などの関係機関を主な対象として、農泊推進の意義や連携の重要性などについて理解するためのセミナーを開催しました。

セミナーでは、県外から2団体と県内からInaka Tourism推進協議会（津市美杉町）にインバウンド受入の取組や今後の展開方針などについてご報告いただき、参加者と意見交換をして理解を深めました。

セミナーに参加した津市白山町など5団体が国の農泊推進対策の交付金に事業採択され、地域一丸となった取り組みがスタートしています。



農泊セミナーの様子



パネルディスカッション

【基本事業Ⅲ-2】 多面的機能の維持・発揮

基本事業の取組方向

県土の保全、水源かん養、良好な景観形成など、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、農地・水路・農道等の地域資源の保全活動や景観形成活動など、多面的機能を支える共同活動への支援を行います。

また、これらの活動へ若者や女性、都市住民、企業など地域内外からの多様な人材の参画を促し、さらには、これらを通じた収益活動への誘導を図り、地域活動の活性化につなげます。

取組目標

多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率

農林業センサスにおける農業集落のうち、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動に取り組む集落の割合

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (行動計画 の目標)	令和 7 年度 (基本計画 の目標)
目標値		48.9%	49.9%	51.4%	52.9%	60.0%
実績値	48.0%	49.6%	51.2%	52.2%		
達成率		100%	100%	100%		

30 年度評価

農地や農業用水路、農道など、地域資源の維持保全活動や景観保全活動等の取組拡大に向け、説明会の開催や活動組織間の情報交換の機会提供に取り組み、多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落が 1,101 集落（対前年 21 集落増）となり、目標を達成しました。

引き続き、農地、農業用水路、農道等の地域資源の維持管理や農業用水路等の補修を行う活動組織に対して支援するとともに、多様な主体による地域資源の維持保全活動への参画を促し、多面的機能を支える共同活動等を持続的に発展させていきます。

30年度の取組状況

1 農地、農業用水路、農道等の資源や景観の保全活動等への支援

- ① 平成27年度に法制化された日本型直接支払制度（多面的機能支払）の取組拡大および適正執行に向け、国および市町と連携しながら、説明会を開催し制度の活用を推進しました。（14回、延べ446人参加）
- ② 農業の多面的機能の維持増進に向け、国の多面的機能支払交付金を活用し、農地・農業用施設の維持保全活動や、生態系、景観の保全、農村文化の維持伝承活動等を支援しました。取組実績は1,014集落（対前年23集落増）、28,367ha（対前年582ha増）となり、拡大しています。
- ③ 活動組織間の情報交換や取組内容の質の向上に向けて、活動報告や実践者向けの参加型研修などを行う「第11回みえのつどい」のほか「地域単位で実施するつどい」、「現地研修会」を開催しました。（11回、延べ2,261人参加）
- ④ 取組に対する県民の皆さんの理解を促すため、県有施設に多面的機能支払活動を紹介するパネルやフォトコンテスト応募作品の展示、県内の取組地域で収穫された農産物の展示等を実施しました。

2 多面的機能を支える共同活動への多様な人材の参画および収益活動の促進

- ① 農地等の保全活動への多様な人材の参画を促すため、各種説明会や「つどい」等の機会を通じ、住民の皆さんが参加しやすい収穫祭の取組等の先進事例の情報を提供しました。
- ② 多面的機能を支える共同活動の持続的発展に向け、集落営農組織との連携により農産物のブランド化や収益活動につながる取組を支援しました。

3 農地や水路、ため池などに生息する動植物の保全

農業農村整備事業に伴う工事が希少生物等に与える影響を回避・軽減するため、事業実施を予定している14地区において、生態系の事前調査を行いました。また、事業が完了した地区について、生態系の事後調査を行い、絶滅危惧種の動植物の保全ができていることを確認しました。

今後の取組方向

- ① 農業・農村の持つ多面的機能を十分に発揮させるため、将来、地域の担い手となる子どもたちなど多様な主体の地域活動への参加を促し、地域資源の維持・保全活動や地域における農業生産活動等に取り組む地域を支援します。
- ② 農地や水路、ため池などに生息する動植物の保全に向け、農業農村整備事業を実施する地域において、引き続き、生息する動植物の事前調査および事後調査を行い、生態系に配慮した工法の検討および検証を行います。

トピックス1

第11回みえのつどい、地域単位で実施するつどいを開催しました！
～農業の多面的機能の維持・発揮を図る活動の発展と普及をめざして～



12月15日（土）三重県総合文化センターにおいて、多面的機能支払交付金を活用した活動組織が、農地・水・環境の良好な保全により一層活発に取り組んでいくことを目的として、第11回みえのつどいを開催しました。各市町長より推薦された優良活動の中から選ばれたテーマ別5組織の優秀活動組織の表彰式や、基調講演、今後の活動をより良くするためのヒントとなる5

つの分科会に約1,200人の参加がありました。

また、地域単位で実施するつどいを各管内8事務所で開催したところ、述べ約1,100人の参加があり、活動組織間で活発な情報交換や意見交換が行われるとともに、新たな活動への取組意欲を醸成することができました。

トピックス2

多面的機能支払交付金の活動取組を紹介します！

～大野木環境保全会（伊賀市）の事例～

大野木環境保全会では平成20年度より地域の農地の保全、農業施設の維持向上活動を行ってきました。

特に最近では地域の子どもたちが農業を身近に感じ、地域農業の未来を担ってくれるよう、地域の小学校や保育園と連携し、休耕田を活用した水稻や野菜栽培の体験学習に力を入れています。水を張った田んぼに初めて足を入れたと

きの感触や、大きく育ったサツマイモを掘り上げたときの収穫の喜びが、子どもたちの農業への興味や地域への愛着につながっていくことが期待されています。



【基本事業Ⅲ-3】 災害に強い安全・安心な農村づくり

基本事業の取組方向

災害に強い安全・安心な農村づくりに向けて、南海トラフ地震や激化する自然災害に備え、農業用ため池や排水機場、用排水路等の老朽化・耐震対策などのハード整備とハザードマップ（災害予測図）作成などのソフト対策を計画的に進めます。

また、農村における生活の利便性の向上や地震等災害の発生に備え、農道や集落道の計画的な整備を進めます。

取組目標

ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	耐震対策および長寿命化の緊急性が高い農業用ため池および排水機場の被害想定面積のうち、それらの整備が進められることにより、被害が未然に防止される面積
-------------------------------	---

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (行動計画 の目標)	令和 7 年度 (基本計画 の目標)
目標値		2,852ha	2,922ha	2,946ha	3,357ha	5,500ha
実績値	2,717ha	2,852ha	2,922ha	2,946ha		
達成率		100%	100%	100%		

30 年度評価

基幹的水利施設の機能保全対策を実施するとともに、市町と連携して、農業用ため池、排水機場、および海岸堤防の防災対策を計画的に進めた結果、目標を達成しました。

引き続き、災害に強い安全・安心な農村づくりに向けて、農業用ため池等の老朽化・耐震対策などのハード整備とハザードマップ（災害予測図）作成などのソフト対策を計画的に進めます。

30 年度の取組状況

1 農業水利施設の適切な維持・管理の促進とライフサイクルコストの低減を図る補修の実施

- ① 基幹的水利施設の長寿命化を図るため、機能診断の結果に基づき、11地区において老朽化施設の補強や緊急補修などの機能保全対策を実施しました。
- ② 用水管や用水路の劣化状況等を調べる機能診断を6地区で実施し、それぞれの地区において機能保全計画を策定しました。

2 農地や農村の防災対策の計画的、効率的な推進

大規模地震や局地的な自然災害からの被害を軽減するため、市町と連携して、農業用ため池（10地区）、排水機場（6地区）および海岸堤防（3地区）の防災対策を実施し、農業用ため池1地区及び排水機場1地区で事業が完了しました。

3 農道や集落道の計画的な整備と保全対策の推進

- ① 農業の生産性の向上と農産物流通の合理化を図るとともに、農村の生活環境を改善するため、地域や市町と連携して、農道の整備（1地区、0.2km）、集落道の整備（2地区、1.2km）を進めました。
- ② 農道網の整備や県道整備による交通量の増加・大型車交通量の増加、および経年変化による路面の劣化が生じているため、農道の保全対策（4地区、1.5km）を進めました。

4 農村における生活排水処理施設整備の計画的な推進

農村地域の生活環境と水質の改善を図るため、市町と連携して、県内の3地区において農業集落排水事業に取り組みました。

5 農業用水等を活用した小水力発電等の導入促進

平成26年度に策定した「農業水利施設を活用した小水力発電マスタープラン」を基に、2地域において、小水力発電の導入に向けた普及啓発に取り組みました。

今後の取組方向

- ① 農業用ため池の決壊による被害や、農業用排水路などの洪水による宅地、公共施設などへの被害を未然に防止するため、引き続き、ため池や排水機場等の耐震対策および長寿命化に取り組みます。
- ② 農村地域の利便性の向上や生活環境の改善を図るため、引き続き、地域の合意に基づき、集落道路や集落排水路の整備を計画的に進めます。

トピックス1

ため池等整備事業による尾ヶ峰上池の耐震対策が完了！

～尾ヶ峰上池地区～

尾ヶ峰上池は、津市の片田田中町にある江戸時代以前に築造されたため池で、現在でも地域の水田農業に欠かせない農業用ため池として重要な役割を果たしています。

近年、局地的な豪雨や地震等により、農業用ため池の被害が全国各地で発生しており、尾ヶ峰上池でも下流に人家や避難場所となる公共施設等があることから、平成26年度から耐震対策の整備に着手し、平成30年度にすべての事業が完成しました。

今後もため池決壊時の下流地域への影響度合を考慮した優先度を設定するなど効果的な整備を進めるとともに、「ため池ハザードマップ」の整備・活用の促進などハード対策とソフト対策の両面から農業用ため池の防災・減災対策を推進していきます。



改修した洪水吐



耐震対策が完了した堤体

トピックス2

基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業による農地及び農村集落における

湛水被害未然防止の取組～木曾岬2期地区～

木曾岬2期地区は、三重県最北部の一级河川木曾川と鍋田川に囲まれた輪中地帯で平均標高-2.0mであり地域の排水は全て機械排水に頼っています。また、農業は水稻・小麦のほかトマト・きゅうり・なす等の畑作も盛んに行われています。

現在整備を行っている川先排水機場については、昭和30年に設置され、ポンプの耐用年数が超過し排水能力の低下が著しいだけでなく、近年の異常気象に伴う豪雨及び宅地化による排水量の拡大により周辺農地に湛水被害が生じている状況です。

これらに対応するため、平成26年度より事業に着手し、排水機場の耐震化及び排水量を増量する整備工事を令和3年度の完了に向け進めています。

今後も計画的な整備を進め、災害に強い安全・安心な農村づくりをめざします。



川先排水機場 全景



川先排水機場工事風景

【基本事業Ⅲ-4】 中山間地域農業の振興

基本事業の取組方向

中山間地域農業の振興を起点に、県内外から若者を呼び込み、地域活力の向上を図るため、県、市町や生産者団体等の関係機関が参画する「農村雇用創出プロジェクトチーム」を設置し、産地強化や有機農業、6次産業化、集客交流の取組など、地域の特性に応じた雇用の創出や若者の移住等に向けたプロジェクト活動を展開します。

また、中山間地域等の農地の耕作放棄を未然に防止し、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、生産条件に関する不利を補正するための支援を行うとともに、持続的な営農体制の構築に向けた支援を行います。

取組目標

中山間地域農業を起点とした雇用創出に取り組む集落数（累計）	中山間地域農業を起点とした雇用の創出に向け、総合的な支援を展開するプロジェクト活動の取組集落数（累計）
-------------------------------	---

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (行動計画 の目標)	令和 7 年度 (基本計画 の目標)
目標値		8 件	10 件	14 件	16 件	40 件
実績値	4 件	8 件	10 件	14 件		
達成率		100%	100%	100%		

30 年度評価

中山間地域において、地域資源活用型の雇用の創出に取り組む地域への支援などに取り組み、目標を達成しました。また、日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払）等により、中山間地域における持続的な営農体制の構築に向けた取組を進めました。

引き続き、各種支援制度の活用により、中山間地域における集落営農組織の育成や法人化を進めていくとともに、中山間地域における雇用創出に向けた取組の拡大に向け、モデル事例を水平展開していきます。

30年度の取組状況

1 中山間地域農業を起点とした雇用創出への取組支援

平成27年度および平成28年度に支援したモデルプロジェクトのうち、地域資源活用型の雇用の創出に取組む地域では、1地域で新規雇用（1名）があり、2地域で研修生が就農や就農に向けた準備を開始しました。

また、モデルプロジェクトの水平展開に取り組み、4地域において特定非営利活動法人等での新規雇用（4名）や農村地域団体での新規就農に向けた研修生の受け入れにつながりました。

2 中山間地域等における平地地域との生産格差を補正するための支援

- ① 生産条件が不利な中山間地域等における農地の耕作放棄を未然に防止するため、日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払）を活用し、中山間地域等の傾斜農用地等において、5年以上耕作を続ける集落協定を結んだ農業者に対し、交付金を交付しました。取組実績は219集落、1,728ha（対前年22ha増）となりました。
- ② 中山間地域において集落営農組織への農地集積・集約化を進めるため、日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払）を活用している集落等を対象に、優良な営農事例の水平展開を図りました。

3 中山間地域等の条件不利農地における持続的な営農体制の構築（再掲）

- ① 水田営農システムが確立されていない地域において、話し合いの場の設定などにより集落の合意形成を進め、中山間地域における集落営農組織数は166組織（対前年1組織増）となりました。
- ② 集落営農組織が育成されている地域では、法人化や経営の多角化等による経営の発展に向けた働きかけを行いました。中山間地域における集落営農組織の法人化数は前年度から変わらず40組織となりました。

4 中山間地域の活性化を図る農業生産基盤整備と農村生活環境整備の実施

- ① 農業の生産条件等が不利な中山間地域の活性化を図るため、地域や市町などの関係機関と連携しながら、6地区において、農業用排水路や農道整備など、農業生産基盤整備に取り組み、農業用排水路2か所（整備延長0.8km）、農道整備1か所（整備延長0.2km）において事業が完了しました。
- ② 農業生産基盤の整備と併せて、集落道路や集落排水路などの農村生活環境整備を実施し、集落道路2か所（整備延長1.2km）において事業が完了しました。

今後の取組方向

- ① 中山間地域における雇用創出のモデル事例を他地域に拡大していくため、中山間地域で新たな就業機会の創出をめざして策定された地域活性化プランに対して、「地域活性化プラン支援チーム」が中心となって重点的に支援します。
- ② 中山間地域等直接支払については、営農継続への不安から取組に慎重になっている集落があることから、取組の維持・発展に向け、引き続き制度の周知を図るとともに、高齢化等により営農の維持が困難な集落において、広域な集落間連携などを促進し、将来にわたって営農が持続する体制の整備を進めます。
- ③ 中山間地域等条件不利地域における持続的な営農の仕組みづくりに向け、国の中山間地農業ルネッサンス事業等の活用により、市町や関係団体等と連携し、集落営農組織の設立を促進するとともに、地域特性を生かした多様な作物の導入など、収益力向上を図る取組を総合的に進めます。（再掲）
- ④ 中山間地域等における持続的な営農体制の構築に向け、日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払）を活用している集落等を対象に、優良な営農事例の水平展開や各種支援策等の情報提供を行い、集落営農組織の育成や法人化を進めていきます。

トピックス

中山間地域等直接支払制度を活用した農地保全の取組

～亀山市 坂本地区の事例～



地元とボランティアによる保全活動



そば打ち体験

集落を囲む棚田が「日本の棚田百選」に認定された坂本地区では、傾斜度が高いため大型機械の有効活用ができず、加えて兼業農家が多いこともあり、高齢化・後継者不足等による棚田の荒廃が懸念されていました。

当地区では棚田の荒廃を防ぐため、平成12年度から中山間直接支払交付金を活用し、農作業の共同化、水路の清掃・法面の草刈り、また鳥獣の防護柵設置などの保全活動を地域ぐるみで行ってきました。また、地域住民と県内の企業ボランティアとが連携し、棚田の保全活動やそば打ち体験などのイベントを行うなど、地域内外とも連携した保全活動にも取り組んでいます。

【基本事業Ⅲ-5】 獣害につよい農村づくり

基本事業の取組方向

獣害対策に取り組む集落づくりに向け、地域リーダーの育成や捕獲者の確保などの人材育成と集落等における「体制づくり」を進めるとともに、集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや集落による捕獲等を進める「被害防止」に取り組めます。

また、野生動物との適正な共生をめざし、ニホンジカの生息数推定やサル群れの状況のモニタリングを基礎とした個体数調整を行う「生息数管理」に取り組めます。

さらに、「獣肉等の利活用」を促進するため、「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」の普及やマニュアルを遵守した事業者を登録する「みえジビエ登録制度」の拡大などに取り組めます。

取組目標

野生鳥獣による農業被害金額	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等による農業の被害金額
---------------	-----------------------------

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (行動計画 の目標)	令和 7 年度 (基本計画 の目標)
目標値		273 百万円 以下 (27 年度)	258 百万円 以下 (28 年度)	242 百万円 以下 (29 年度)	226 百万円 以下 (30 年度)	132 百万円 以下 (36 年度)
実績値	289 百万円 (26 年度)	268 百万円 (27 年度)	229 百万円 (28 年度)	235 百万円 (29 年度)		
達成率		100%	100%	100%		

30 年度評価

野生鳥獣による農業被害の減少を早急に図るため、「体制づくり」、「被害防止」、「生息数管理」、「獣肉等の利活用」の総合的な対策を進めてきたことにより、農業被害金額は、目標を達成しました。

一方で、県内の集落を対象としたアンケート調査では被害の減少は十分に実感されていない状況にあることから、地域の皆さんが被害の軽減をより実感できるよう、さらに取り組みを進めます。

30年度の取組状況

1 獣害につよい集落づくり

- ① 集落座談会や研修会の開催等により、獣害対策に関する意識啓発を進めた結果、獣害対策の体制づくりに取り組む集落は新たに28集落増加し、累計では603集落となりました。
- ② 獣害につよい集落づくりへの機運醸成と県民の皆さんの獣害対策への理解促進を図るため、「獣害につよい三重づくりフォーラム」（約320人参加）を開催しました。フォーラムでは地域住民が一体となって被害を大幅に軽減した事例など、優良活動の表彰や発表を行い、獣害対策に対する地域住民の意欲を喚起しました。
- ③ 地域の獣害対策を担う人材を育成するため、指導者育成講座を4回開催（延べ135人参加）しました。

2 野生鳥獣による被害防止対策の推進

野生獣の追い払い活動など、被害防止の取組や侵入防止柵整備（整備延長 11 市町 43km（累計 23 市町、2,079km）など、市町が主体となった地域協議会の取組に対しての支援を行いました。また、23 市町に対して捕獲活動支援を行いました。

3 地域における持続可能な捕獲体制の整備と捕獲活動の支援

- ① 地域の捕獲力強化に向け、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用や県事業を通じて有害鳥獣捕獲への支援を行った結果、イノシシ、シカ、サルの捕獲頭数は 24,971 頭となりました。また、捕獲力を維持・拡大するため、市町等が行う有害鳥獣捕獲活動や各捕獲隊等の活動体制強化を支援しました。
- ② 地域における持続的な捕獲体制の構築に向け、6 協議会の活動を支援し、行政境界近辺における広域捕獲や複数の集落が連携する共同捕獲を進めました。
- ③ 鳥獣捕獲者の確保に向け、「獣害につよい三重づくりフォーラム」において、狩猟免許取得支援コーナーを設けるとともに、狩猟免許試験を3回開催することで、360人が新たに狩猟免許を取得しました。また、狩猟免許更新講習を各地で31回開催し、狩猟免許の更新率を高めました。

4 野生鳥獣との適正な共生をめざした生息数管理の実施

第12次鳥獣保護管理事業計画および第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）に基づき、適切な生息数管理による野生鳥獣との共生を図りました。また、生息密度が高いものの捕獲が進んでいない鉄道沿線地域等において、県が猟友会に委託しニホンジカの捕獲に取り組み、443頭を捕獲しました。

5 獣肉等の利活用の促進

- ① 新たに ISO22000（食品安全マネジメントシステム）の考え方に基づいた「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」や、一定の衛生管理の知識等を有した捕獲者や解体処理者などの人材の登録を加えた「みえジビエフードシステム登録制度」を制定しました。
- ② 県内のみえジビエ解体処理事業者を対象に、食中毒菌や放射性セシウムのモニタリング検査（計 24 検体）を行い、みえジビエの安全性を確認しました。また、みえジビエの利活用促進に向け、県内外の飲食店に対して食材提案を行いました。

今後の取組方向

- ① 集落代表者アンケートで獣害が大きいと回答した集落に対して、市町と連携し、獣害対策技術の情報提供や集落内での合意形成を図り、獣害対策に取り組む集落づくりを推進します。
- ② 地域の獣害対策を担う人材を育成するため、基礎および実践的内容の研修会を開催し、獣害対策の指導者の育成・確保を図ります。
- ③ 野生鳥獣による被害を減少させるための「被害防止」の取組として、集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや侵入防止柵の整備などへの支援、大量捕獲技術等の普及、組織的な捕獲の推進などによる捕獲力強化への支援を行います。
- ④ ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの「生息数管理」を適切に行うため、生息状況のモニタリングを着実に実施するとともに、現状の捕獲頭数を今後とも維持・拡大するため、狩猟免許所持者の確保に向けた取組を進めます。
- ⑤ ニホンザルについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づいた計画的な個体数調整を進めるため、サル群の管理計画である地域実施計画の策定を市町に促します。この中で、加害レベルの高いサル群について、大量捕獲技術等を活用した対策を進めます。
- ⑥ 個体数の増加が著しいニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づいた県による捕獲を積極的に進めます。
- ⑦ みえジビエの一層の消費拡大を図るため、みえジビエ登録事業者等により設立された「みえジビエ推進協議会」と連携し、商品開発や販路拡大などの取組を進めます。また、「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」および「みえジビエフードシステム登録制度」の適正な運用により、みえジビエのさらなる安全性や品質の確保に努めます。

トピックス1

「獣害につよい集落」等優良活動事例

～豊かな農村景観を次世代へつなぐ！ 伊勢寺地域環境保全向上活動をする会～

伊勢寺地域（松阪市）では、イノシシの農作物被害が増加する中、平成19年に当会を設立し、総延長3,940mの電気柵を導入して獣害対策をスタートしました。近年シカ被害も増加してきたことから、平成29年に伊勢寺地域獣害対策協議会を立ち上げ、猟友会員と協力した箱わなによる捕獲や、新たな電気柵の設置など、さらなる対策強化を図っています。

集落ぐるみでの獣害対策により農作物被害は減少するとともに、菜の花、ヒマワリ、コスモス等の栽培による農村景観の向上を図る取組や集落の人々の交流、当地域の将来を担う子供たちへの郷土を大切に思う心を育むための教育の場の提供につながっています。



箱わなの設置作業（シカ、イノシシの捕獲）



コスモス畑による景観の向上や地域内外の人々の交流

トピックス2

「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」を策定

みえジビエにおける高水準な品質・衛生管理を進めるために、平成24年度に策定した「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」を見直し、新たにISO22000（食品安全マネジメントシステム）の考え方に基づく、より衛生管理に重点をおいた「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」を策定しました。

また、従来のみえジビエ登録制度を見直し、一定の衛生管理の知識等を有した捕獲者や解体処理者等の人材がみえジビエの生産に従事することを義務付けた新たな登録制度「みえジビエフードシステム登録制度」の運用を開始しました。

こうした取組により、みえジビエの安定供給に向けた体制の構築に取り組むとともに、みえジビエのさらなる安全性や品質の確保に努めることで、一層の消費拡大を図ります。



みえジビエロゴマーク

基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

めざす方向

豊かで健全な食生活への志向が広がる中、県民の皆さんの「食」に対する多様な期待に応え、農業・農村の有する新たな価値を提案できるよう、産学官の連携による新たなビジネスの創出や食のバリューチェーンの構築、イノベーションを担う人づくり等を進め、地域の特徴を生かした競争力のある農産物の生産につなげていきます。

また、魅力ある県産品等が数多く生まれる中で、企業等と連携しながら、新たな価値や魅力を的確に消費者に伝えていく取組を進め、県産農産物の認知度向上を図ります。

基本目標指標

魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる県民の割合

みえ県民意識調査で、魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (行動計画の目標)	令和 7 年度 (基本計画の目標)
目標値	/	44.0%	46.0%	48.0%	50.0%	60.0%
実績値	42.1%	45.2%	43.5%	42.2%	/	/

30 年度評価

基本目標を達成できませんでしたが、首都圏等ホテル・レストランでの三重県フェアの開催や、県産農林水産物の販売拡大を図る「三重県農林水産品販売拡大戦略」に基づいたプロモーションなどにより3つの基本事業の目標値を全て達成するなど、おおむね計画通りに進捗しているものと判断しています。

今後は、県産農産物の価値や魅力の向上と県民等への発信により一層注力するとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピックとその先を見据えた新たな価値の創出、イノベーションを担う人材の育成などに取り組めます。

【基本事業 1】食のバリューチェーン構築による新たなビジネスの創出

【基本事業 2】県産農産物の魅力発信

【基本事業 3】イノベーションを担う人づくり

【基本事業Ⅳ-1】 食のバリューチェーン構築による新たなビジネスの創出

基本事業の取組方向

競争力の強化によって、「もうかる農業」の実現につなげていくため、産学官ネットワーク等の活用による「みえフードイノベーション」の形成等を通じて、農産物の高付加価値化や販路開拓に挑戦する意欲的な農業者の取組を支援します。

また、関係する事業者の連携によって価値の最大化を図る食のバリューチェーンの構築を通じて、新しい商品やサービスの開発を促進するとともに、農産物の機能性を生かした高付加価値化や6次産業化の促進などに取り組みます。

取組目標

「みえフードイノベーション」から生み出される商品等の売上額（累計）	企業等との連携により農林水産資源を高付加価値化するみえフードイノベーションプロジェクトから生み出された商品等の売上額（累計）
-----------------------------------	--

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (行動計画 の目標)	令和 7 年度 (基本計画 の目標)
目標値		12 億円	26 億円	38 億円	43 億円	96 億円
実績値	9 億円	19 億円	33 億円	40 億円		
達成率		100%	100%	100%		

30 年度評価

「みえフードイノベーション・ネットワーク」の会員数が 639 者となるなど多様な主体間の連携が広がるとともに、会員間の連携促進を通じて、12 の商品等が開発されたこと等により、目標を達成しました。

今後も、「みえフードイノベーション・ネットワーク」の取組拡大などを通じて、東京 2020 大会とその先も見据えながら、産学官の連携促進による新たな価値の創出に取り組みます。

30年度の取組状況

1 みえフードイノベーション・ネットワークの活用によるプロジェクト活動の支援

- ① 異業種や産学官の連携により、県内農林水産資源を活用した新商品開発を進める「みえフードイノベーション・ネットワーク」について、引き続き会員の募集を行いました。ネットワーク会員は639者となり、みえフードイノベーションの輪は着実に広がっています。
- ② 「みえフードイノベーション・シンポジウム」を開催し（来場者108名）、会員の新たな連携を促進するとともに、ホームページやメールマガジンによる情報発信に取り組みました。
- ③ 「みえフードイノベーション」を通じて、飲食企業による「みえジビエカレー」など、新たに12の商品等が開発、販売されました。

2 食に関係する事業者の連結による食のバリューチェーンの構築

各研究所、普及センターが主体となり、ICTを用いた中晩柑の施設栽培管理の高度化と高品質化技術の実証、地鶏の機能性成分向上に向けた研究など9つのプロジェクトに取り組みました。

3 6次産業化に取り組む意欲ある生産者等への支援

- ① 生産者が自らの生産資源を用いて加工や販売に取り組む6次産業化を進めるため、各地域農業改良普及センターに6次産業化担当を配置するとともに、「三重県6次産業化サポートセンター」（平成30年度受託者：株式会社三十三総研）を設置し、6次産業化プランナー派遣などにより、6次産業化に取り組む生産者のサポートを行いました。
- ② 6次産業化プランナーの派遣（派遣342回）や普及指導員によるアドバイスにより、6次産業化の事業計画の作成や、2次・3次事業者とのマッチング、施設整備等の支援を行いました。「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画の認定は、累計73件（平成30年度新規認定9件）となりました。
- ③ サポートセンターが主催する研修会（10回、参加者341人）や農業大学校が主催する連続講座（4講座、参加者159人）を通じて生産者による6次産業化のノウハウや知識の習得を支援しました。また、地域資源を生かした商品開発を促すため、生産者と食関連事業者とのマッチング交流会（61社出展・参加者224人）を開催しました。

今後の取組方向

- ① 「みえフードイノベーションネットワーク」の取組を拡大するため、さまざまな関係事業者が一堂に会するシンポジウムや研修会の開催等により会員の交流を促進するとともに、特徴ある県産農産物の素材提案などを行うことで新たなプロジェクトの創出や商品化に向けた取組につなげます。
- ② 食のバリューチェーン構築を通じて県産農産物の高付加価値化を図るため、引き続き、県産農産物の機能性に関する検証や農業分野におけるICT活用に向けた検証・研究プロジェクトに取り組めます。
- ③ 6次産業化の促進に向けて、引き続き、三重県6次産業化サポートセンターを通じて、現場の課題やニーズに応じた研修会や個別相談等を行いながら、すでに6次産業化に取り組んでいる生産者への支援や新たに取り組む生産者の掘り起こしに取り組めます。

トピックス1

みえフードイノベーション・シンポジウムを開催

地域資源を使った新たな商品、サービスの創出や事業者等の新たな連携のきっかけづくりの場として、「みえフードイノベーション・シンポジウム」を平成30年11月に開催しました。

第1部として、三重県と連携した取組事例発表が行われ、みえジビエの取組や県産食材を活用した商品開発の取組等、4事例について紹介されました。第2部として、株式会社



シンポジウムの様子

千疋屋総本店の大島有志生氏をお招きし、産地開拓、商品開発、ブランディング戦略等普段は聞くことのできない千疋屋のこだわりについて、講演していただきました。

当シンポジウムが、新たな取組創出の良いきっかけになり、新たな商品、サービスにつながるよう、今後も取り組んでいきます。

トピックス2

「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計を新たに9件認定

農林漁業者等による加工・販売分野への進出を促進するなど、農林水産物等の資源を有効に活用し、高付加価値化を目指す6次産業化を推進しています。

事業者に対し、各種研修の開催や県が設置した「三重県6次産業化サポートセンター」および普及指導員の支援等により、「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画の認定を新たに9件（累計73件）受けました。

今後も認定事業者が計画通り事業が実施できるよう引き続き支援していきます。



6次産業化実践研修会の様子



認定証交付式の様子

【基本事業Ⅳ-2】 県産農産物の魅力発信

基本事業の取組方向

豊かな風土で生産される多彩な県産農産物の価値を伝える取組を企業等と連携しながら進めるとともに、来県者も意識した県産農産物の活用や地産地消・食育の推進、環境にやさしい農業への消費者の理解増進を図る取組、ブランド力向上、地理的表示（GI）保護制度の活用などを通じて、県産農産物の価値や魅力に関する認知度の向上を図ります。

また、果樹、茶および県産ブランド牛肉をはじめとする県産農産物の輸出促進や首都圏営業拠点、関西事務所との連携による県産農産物の魅力発信に取り組み、販路拡大につなげます。

取組目標

魅力発信により生み出された企業との連携（累計）	県産農林水産物の魅力発信に取り組むことで生み出された連携企業数
-------------------------	---------------------------------

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (行動計画 の目標)	令和 7 年度 (基本計画 の目標)
目標値		50 社	100 社	175 社	200 社	500 社
実績値	-	78 社	152 社	187 社		
達成率		100%	100%	100%		

30 年度評価

首都圏等の大消費地における県産農産物などの販路拡大につなげるための「三重県フェア」の開催や県内量販店等と連携した「みえ地物一番の日」キャンペーンの実施、三重ブランドおよび地産地消等の推進に取り組み、目標を達成しました。

引き続き、多様な企業等との連携により、伊勢志摩サミットのレガシーを生かしながら、東京 2020 大会を契機として、県産農林水産物等の価値や魅力の向上、販路拡大などにつなげていきます。

30 年度の取組状況

1 県産農産物の価値や魅力に関する認知度の向上、販路拡大に向けた取組

- ① 県産食材を効果的・専門的に情報発信する体制を整備し、プロモーションを行った結果、情報発信力の高い都市圏ラグジュアリーホテル等で延べ11件の三重県フェアが開催され、117品目の県産食材の採用につながりました。
- ② 東京2020大会を契機とした県産農産物の販路拡大を図るため、県・生産団体が構成する「東京オリパラ三重県農林水産協議会」が10月に策定した「三重県農林水産品販売拡大戦略」に基づき、大会のあらゆる場面での使用に向けて、戦略的プロモーションを展開しました。
- ③ 東京オリパラオフィシャルパートナーである大手食品企業と連携した県産食材を使用したアスリート用食メニューや、大手航空会社と連携した国際線機内食における県産食材の活用促進を図り、県産農産物の魅力を発信しました。

2 旬のおいしさや機能性などに関する情報の発信

- ① 県産農産物の販売促進を図るため、「みえ地物一番の日」キャンペーンを通じて、民間事業者と連携し、県産農林水産物の旬のおいしさや調理法、生産現場の情報などを広く発信することで、地産地消運動を推進しました。
- ② 環境に配慮した生産方法により栽培履歴を管理して生産されている「みえの安心食材」を広く県民に周知するため、プレゼントキャンペーンとあわせ、県内量販店の店頭等において、野菜ソムリエによるPR活動を実施（14回）しました。今回のキャンペーンの応募総数は1,230件と、過去3回の平均応募件数750件を上回りました。
- ③ 生産者への「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の普及啓発を図るため、6次産業化実践研修会との併催で、県内5箇所で開催（135人参加）しました。当制度の登録件数は1,128件（新規登録18件）、うち表示票の使用認定件数は604件（対前年度7件減）となりました。

3 食育の推進

- ① 食育に取り組む関係団体等をメンバーとした「三重県食育推進検討会」、ならびに市町担当者による「三重県市町食育推進連絡会議」、県庁関係部局による連絡会議を開催し、情報共有を図るなど連携を図りました。また、食育が地域において、より計画的かつ具体的な取組になるよう計画の策定を働きかけた結果、策定市町数は17市町（対前年2市町増）となりました。
- ② 学校給食への地域食材の導入を図るため、教育委員会や栄養教諭、学校給食会などの実需者側と、生産者や流通事業者など供給者側の両者が参加する「地場産品導入促進検討会」を開催し、地域食材の利用促進に向けた検討を行いました。この取組を通じ、カトウリ芋の試作品開発を行うとともに、農林水産業への理解を深めるための教材資料を作成しました。

4 県産農産物のブランド力向上

- ① 特に優れた県産品とその事業者を評価・認定する「三重ブランド」認定制度については隔年度の募集としており、平成30年度は新規認定の募集を行わない年度にあたるため、10月に開催した認定委員会では、認定事業者の取組事例の調査や、4品目（7事業者）の認定更新に関する審議を行いました。
- ② ブランド化に向けた気運醸成を図るため、「三重ブランドサミット2018」を開催（10月、100名参加）し、認定品の魅力を解説する基調講演や、認定事業者による取組事例の発表等を行いました。
- ③ 「三重ブランド」認定品の魅力を県内外に発信するため、平成29年度に新たに認定した「青さのり」と「四日市萬古焼」のPRツールを作成するとともに、首都圏のラグジュアリーホテル等におけるPRや、食育雑誌・新聞・県公式フェイスブックへの情報掲載等に取り組みました。

5 茶および果樹の海外輸出の促進（再掲）

- ① 産地としてまとまった量の伊勢茶を輸出していくため、「伊勢茶輸出プロジェクト輸出拡大宣言」を行った生産・流通・販売事業者が一体となって伊勢茶輸出プロジェクトを立ち上げ、輸出向けの商品構成を選定するとともに、海外でのプロモーションを行うなど、輸出に対応した生産拡大と産地の輸出体制構築に取り組みました。
- ② 輸出を見据えた売れる茶づくりに向け、「伊勢茶トレーサビリティシステム」の普及拡大等に取り組み、JGAP認証取得件数は25件（5件増）となりました。また、米国の残留農薬基準に対応した病害虫防除指針の更新や、生産者の茶園で実証展示、研修会の実施により、輸出向け技術の普及を図りました。
- ③ タイ向け柑橘輸出について、検疫条件の緩和に向けた二国間協議の強化を国等に働きかけるとともに、生産・流通・販売事業者が一堂に会し「南紀みかん産地拡大宣言」を行うなど、産地全体での輸出拡大に向けた取組を進めたことにより、タイ向けの柑橘輸出量は過去最大の43tになりました。
- ④ 柿の輸出拡大のため、香港でプロモーションを行うとともに、産地の集荷施設で個別包装した柿の保存性および輸送性試験を実施したところ、産地から輸送された後に包装した場合と比較して、現地での輸送後の状態および店頭での棚持ちも良い結果となり、店舗の評価も高く、輸出実績は香港およびタイを合わせて20.6t（対前年比8.2t増）に拡大しました。

6 県産ブランド牛肉等の海外輸出促進（再掲）

- ① 県産ブランド牛肉の新たな輸出先の開拓に向け、伊賀牛の台湾向け初輸出にあわせ、台中市において、現地バイヤー等を対象とする県産和牛プロモーション（9月）を開催しました。
- ② 県産ブランド牛肉等の香港等への販路定着を促進するため、現地インポーターとの連

携による商談機会の創出（台湾：8月、3月）など、輸出の継続・拡大に取り組む県内畜産事業者の主体的な取組をサポートしました。

7 地理的表示（GI）保護制度の推進

地理的表示（GI）保護制度の推進を図るため、地域ブランド産品としての差別化や知的財産の保護など登録のメリットについて周知に取り組むとともに、産地等からの相談に対し助言等を行いました。

今後の取組方向

- ① 東京2020大会を契機とする県産農産物の販路拡大を図るため、首都圏を中心に情報発信力の高いラグジュアリーホテル等や富裕層をターゲットとするプロモーションを展開することで、県産農産物の評価や魅力向上につなげます。
- ② 伊勢志摩サミットのレガシーを生かしながら、東京2020大会における食材等の需要に対する的確な供給が行えるよう、首都圏ケータリング事業者やホテルバイヤー等を県内に招へいし、生産地視察のほか、生産者や食関連事業者との商談会・交流会を開催し、食に関する事業者の機運醸成を図るとともに、首都圏での県産食材の魅力発信等に取り組めます。
- ③ 県産農林水産物の魅力発信や地産地消の促進に向けて、「第3次三重県食育推進計画」に基づく食育の推進や「みえ地物一番」キャンペーンの展開、ブランド化をめざす人材の育成、「三重ブランド」認定品の県内外でのPR等に取り組めます。
- ④ 果樹の輸出拡大に向け、各国の輸出検疫条件や海外ニーズに対応できる生産体制の整備や、アジア経済圏での販路開拓に向けたプロモーション等を進めます。（再掲）
- ⑤ 輸出を見据えた売れる茶づくりに向け、「伊勢茶輸出プロジェクト」をはじめとした産地の取組を支援しながら、米国等に加え新たな需要先の開拓を進めます。また、欧米でニーズの高い有機栽培茶の生産について、研修会を通じて生産者の取組意欲向上を図ります。（再掲）
- ⑥ 県産畜産物の輸出促進を図るため、アジア経済圏を主なターゲットに、県内畜産事業者の主体的な輸出の実践につなげていくための商談機会の提供や商談成立に向けたサポートなどに取り組めます。（再掲）
- ⑦ 地理的表示（GI）保護制度の推進を図るため、引き続き、地域ブランド産品としての差別化や知的財産の保護など登録のメリットについて周知に取り組むとともに、産地等からの相談に対し助言等を行います。

トピックス1

「極上の饗宴・三重県レセプションin帝国ホテル東京」を開催

県では、東京2020大会を契機とする県産農林水産品の販売拡大に係る取組を官民一体となって展開しており、その一環として、平成30年10月9日に、帝国ホテル東京において、「極上の饗宴・三重県レセプション in 帝国ホテル東京」を開催しました。

当日は、首都圏のケータリング事業者、ホテル関係者、東京2020大会スポンサー等関係者のほか、県内の生産者等200名以上が参加し、GAP等認証取得食材を中心とした県産農林水産品を披露し、県産食材の認知度や評価の向上につなげることができました。

今後は、今回のレセプションで構築されたネットワークを生かし、県内生産地見学や商談会などを実施し、東京2020大会や首都圏ホテル等での県産品の活用につなげていきます。



三重県レセプション



県産GAP食材を使用した料理

トピックス2

県立白子高等学校プロデュース「野菜がとれる惣菜」 販売記念イベントを県内スーパーで開催

県では、平成27年10月に包括協定を締結したカゴメ株式会社（愛知県名古屋市）と連携し、県産農林水産物の活用拡大や県民の野菜摂取向上に取り組んでいます。

8月に、カゴメ株式会社、県立白子高等学校生活創造科「食彩コース」の生徒の皆さん、スーパーサンシ株式会社、三重県が連携し、生徒がプロデュースをした「野菜がとれる惣菜」2種類の販売記念イベントを鈴鹿ハンターショッピングセンターで開催しました。

惣菜は、たくさんの野菜を食していただけるよう、「美しさ」、「食感」、「彩り」に工夫を凝らすとともに、県産農林水産物の米、卵、海苔、大葉などを使用しました。

今後も、さまざまな機会を活用して県産農林水産物の活用拡大に取り組んでいきます。



ヘルシーガパオ



7種の野菜ロールカツ



発売記念イベント

【基本事業Ⅳ-3】 イノベーションを担う人づくり

基本事業の取組方向

事業者間連携や、研究開発、ブランド化、ICT（情報通信技術）の活用などの分野において、イノベーションの創出に取り組む中核的人材を育成するため、食の人材ネットワーク「みえ農林水産ひと結び塾」によるワークショップや人材養成講座の開設等に取り組みます。

取組目標

「みえ農林水産ひと結び塾」における人材養成数（累計）	事業者間連携、研究開発、ブランド化を促進する多様な人材の確保や能力向上のために実施する「みえ農林水産ひと結び塾」における人材養成数（累計）
----------------------------	---

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (行動計画 の目標)	令和 7 年度 (基本計画 の目標)
目標値		10 人	20 人	30 人	40 人	100 人
実績値	-	10 人	21 人	35 人		
達成率		100%	100%	100%		

30 年度評価

食の人材ネットワーク構築に向けた異業種参加による「みえ農林水産ひと結び塾」の実施等に取り組み、目標を達成しました。

農林水産資源を生かした商品やサービスの創出に向け、引き続き、イノベーションを先駆的に進める人材の育成や多様な人材をつなぐネットワークの構築に取り組みます。

30年度の取組状況

1 食の人材ネットワークの構築

さまざまな業種から14人（農業者、食品加工業者、販売事業者等）が参加して、「みえ農林水産ひと結び塾」を開催し、商品化の検討のためのグループワークや、関西圏のスーパー、飲食店、百貨店の現地視察などを通して、商品開発や販売促進にかかる参加者それぞれの課題解決に取り組むとともに、多様な事業者・分野の人材が参画するネットワークを構築しました。

今後の取組方向

引き続き「みえ農林水産ひと結び塾」を開催し、農林水産事業者や流通・加工・販売事業者、研究者などによるネットワークの拡大を図りながら、食の分野においてイノベーションを担う人材の能力向上や連携の促進に取り組めます。

トピックス1

多様なつながりから新たな価値創造をめざし、「みえ農林水産ひと結び塾」を開催！

6次産業化に関わる生産・加工・販売等の各分野の意欲的な人材を対象に「みえ農林水産ひと結び塾」を開催しました。

本講座では、多様な分野の受講生によるグループワークを行い、受講生の製品改善や新商品のアイデアを議論するとともに、大阪のスーパーやレストラン、奈良の百貨店での現地視察を行い、バイヤーと意見交換等を行いました。



また、現地視察後は、参考になった商品や売り場をテーマにグループワークを行い、最終回には、受講生自身が本講座で学んだことや自身の事業展開についてプレゼンテーションを行いました。

今後も異業種人材の交流機会を増やし、多様な事業者の人材ネットワーク構築を図ることで、イノベーションの創出に取り組む中核的人材の育成につなげていきます。

「ひと結び塾」現地視察の様子

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画
平成 30 年度 実施状況報告

2019 年（令和元年） 12 月
三重県

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
T E L 059-224-2016（農林水産部担い手支援課）
F A X 059-223-1120